

水道料金及び下水道使用料 について

令和 8 年 8 月
八千代市上下水道局

目次

1 八千代市の事業・施設等の概要

- (1) 水道事業
- (2) 公共下水道事業

2 事業を取り巻く状況

- (1)-①水需要の動向（水道）②水需要の動向（下水道）
- (2)-①使用水量と水道料金収入 ②汚水量と下水道使用料収入
- (3)-①料金回収率の悪化 ②経費回収率の悪化
- (4)-①水道施設の老朽化 ②下水道施設の老朽化

3 災害対策

- (1)-①水道施設の耐震化 ②応急給水の取り組み
- (2) 下水道施設の耐震化

4 水道料金・下水道使用料の基本的な考え方

5 現在の水道料金・下水道使用料

- (1) 本市の水道料金・下水道使用料
- (2)-①県内他団体との比較(水道) ②県内他団体との比較(下水道)

6 経営効率化の取り組み

- (1) 投資の合理化
- (2) その他の取り組み

7 財政収支見通し

- (1) 水道事業
- (2) 公共下水道事業

8 改定検討の必要性（まとめ）

9 今後のスケジュール（案）

1 八千代市の事業・施設等の概要

(1) 水道事業

水道

◆本市の水道は、昭和42年4月に供用を開始しており、その後、人口増加に合わせて3度にわたる拡張事業を行い、水需要の増加に対応してきました。拡張事業の過程では、将来の水需要の増加を考慮した安定供給対策が急務となり、北千葉広域水道企業団による用水供給事業が発足しました。

現在、水道普及率は99%を超えており、拡張から改良の時代へと移っています。

○施設等概要／令和8年3月31日現在

給水	供給開始年月日	昭和42年4月1日		計画給水人口	203,500人
	法適(全部・財務)・非適	法適(全部適用)		現在給水人口	206,937人
				有収水量密度	3.7千m ³ /ha
施設	水源	地下水，受水			
	施設数	浄水場設置数	6	管路延長	723.2km
		給水場設置数	1		
		配水池設置数	18		
	施設能力	67,490m ³ /日		施設利用率	80.41%
	浄・給水場	八千代台浄水場	(昭和42年4月供用開始)		
		勝田台浄水場	(昭和44年11月供用開始)		
		米本浄水場	(昭和45年9月供用開始)		
		高津浄水場	(昭和47年4月供用開始)		
		村上給水場	(昭和51年4月供用開始)		
		睦浄水場	(昭和51年6月供用開始)		
		萱田浄水場	(平成6年4月供用開始)		



▲浄給水場位置図

1 八千代市の事業・施設等の概要

下水

(2) 公共下水道事業

◆本市の公共下水道は、昭和42年に事業に着手し、その後、昭和47年に印旛沼流域関連公共下水道事業として計画決定し、整備を進めています。

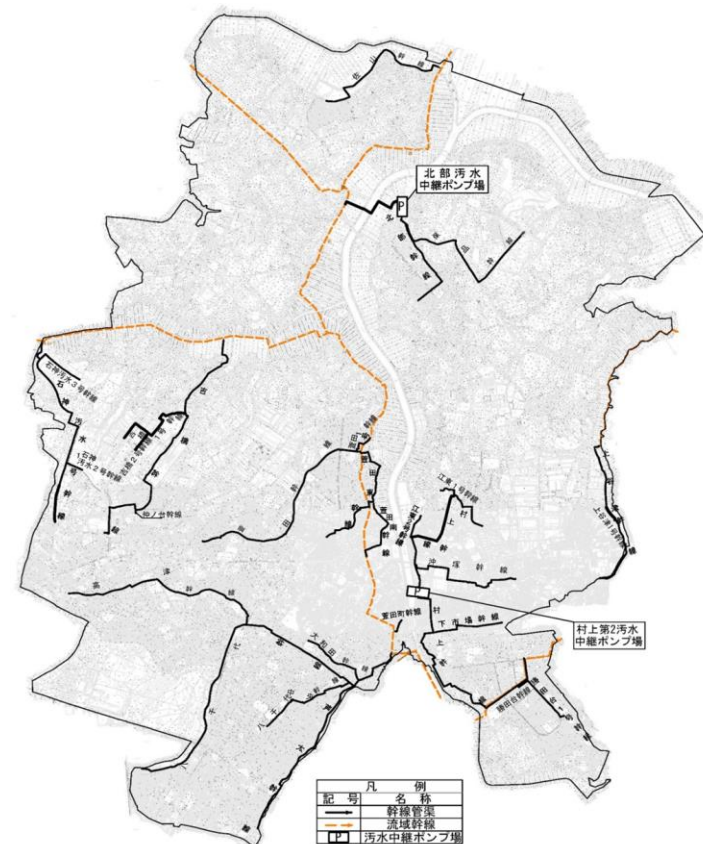
公共下水道は、分流式を採用し、全体計画として市総面積の46%にあたる市街化区域及び将来市街化が予測される区域について、令和31年度の完成を目標に事業を進めており、污水管渠整備事業における令和7年度末の下水道整備人口普及率は92.5%となっています。

○施設等概要／令和8年3月31日現在

供用開始年度	昭和43年度	法適(全部適用・一部適用)・非適の区分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	94.2人/ha	流域下水道当への接続の有無	有(印旛沼流域下水道)
処理分区数	11	処理場数	0(平成8年度に勝田台週末処理場を廃止)
広域化の実施状況	昭和49年度に印旛沼流域下水道に接続		
管渠延長(分流式)	污水管渠：524.1km、雨水管渠：154.8km		
ポンプ場	村上第1污水中継ポンプ場（平成25年6月廃止）		
	村上第2污水中継ポンプ場（昭和51年4月供用開始）		
	北部污水中継ポンプ場（平成5年4月供用開始）		

印旛沼流域下水道

千葉県が事業主体となり、印旛沼や周辺河川の水質汚濁防止や地域の生活環境の向上と沼の水質保全を図る目的で、印旛沼周辺の13市町的生活排水や工業排水を集め、千葉市の花見川終末処理場と花見川第二終末処理場で処理し、東京湾に放流しています。



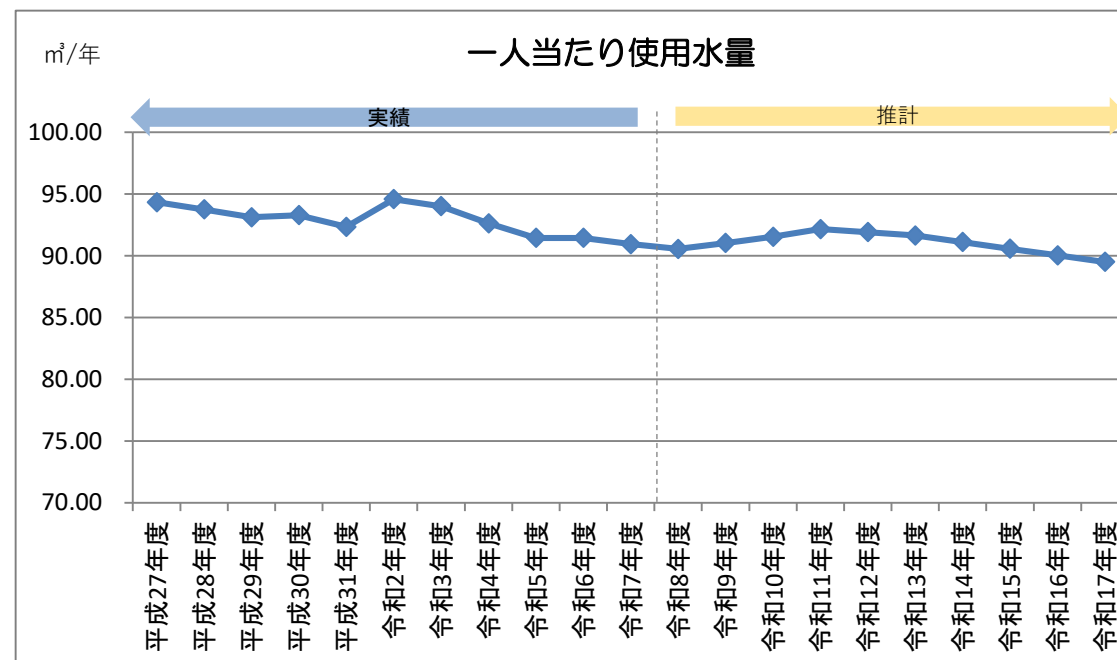
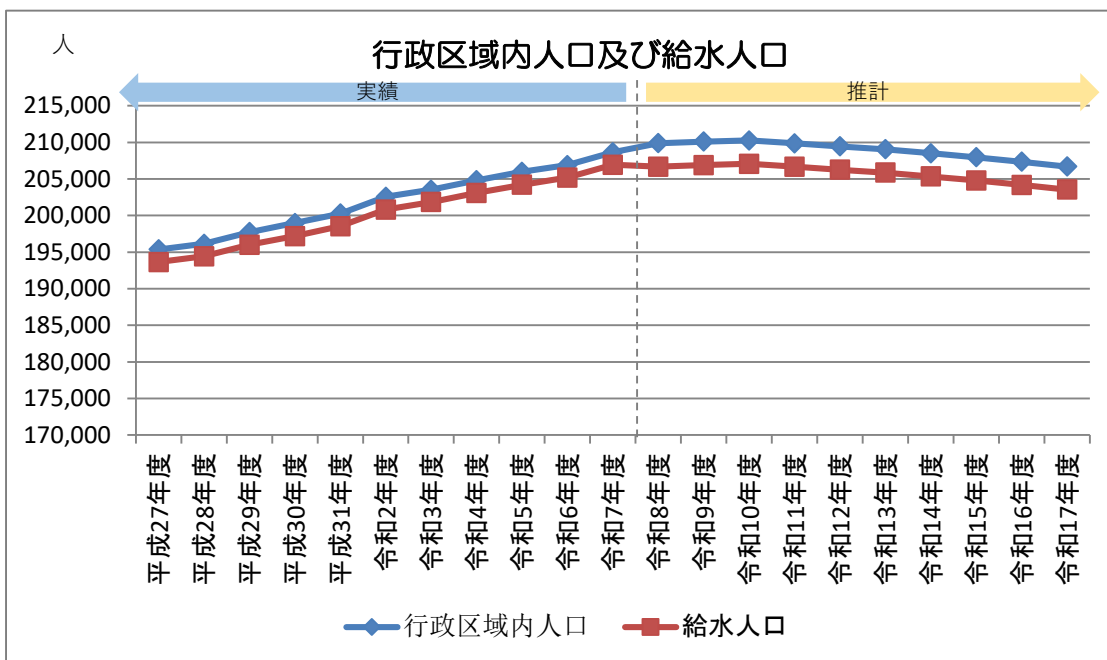
▲ポンプ場・污水幹線

2 事業を取り巻く状況

(1)-① 水需要の動向（水道）

◆これまでは、人口の増加に比例して給水人口（水道使用者）は増加してきましたが、今後、人口が減少に転じると、給水人口も減少傾向になると見込まれます。

◆近年の節水意識の高まりや節水機器の普及、大口需要者の減少などにより、一人あたりの使用水量は減少傾向となっており、今後も同様の傾向になると見込まれます。



- ・令和5年3月改定の「八千代市人口ビジョン」では、令和11年をピークとして、それ以降は人口減少に転じることが予測されています。
- ・給水人口の推計は、人口の増減率に合わせて推計値を算出しています。

$$\text{一人当たり使用水量(m}^3\text{)} = \text{年間使用水量(m}^3\text{)} \div \text{給水人口(人)}$$

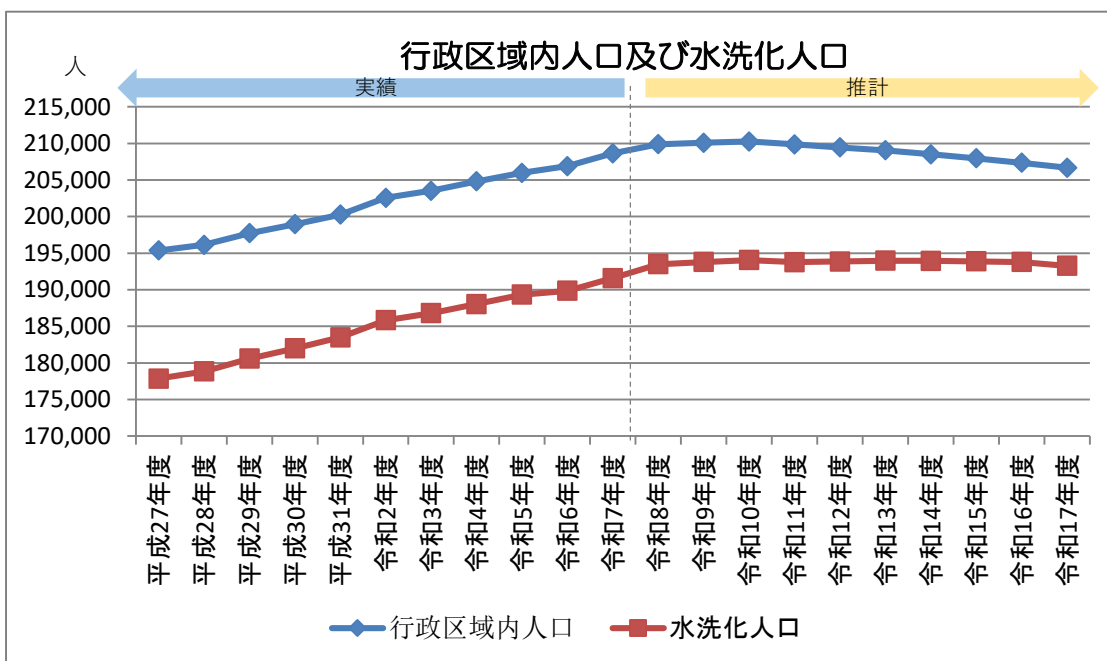
2 事業を取り巻く状況

下水

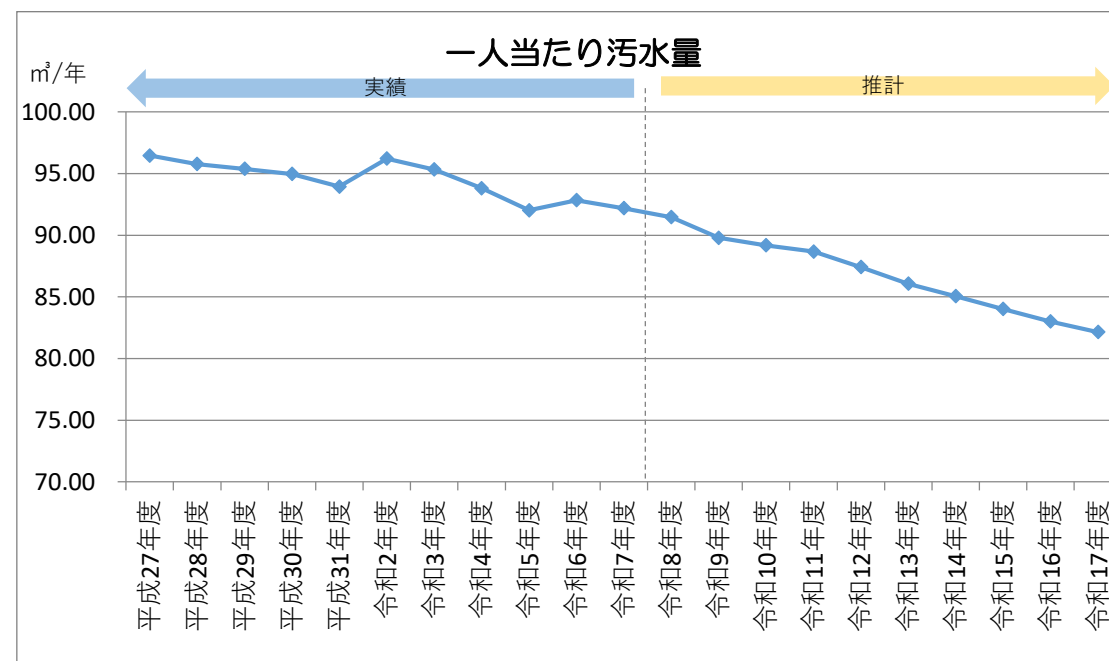
(1)-② 水需要の動向（下水道）

◆これまでは、人口の増加に比例して水洗化人口（下水道使用者）は増加してきましたが、今後、人口が減少に転じると、水洗化人口も減少傾向になると見込まれます。

◆近年の節水意識の高まりや節水機器の普及、大口需要者の減少などにより、一人あたりの汚水量は減少傾向となっており、今後も同様の傾向になると見込まれます。



- ・令和5年3月改定の「八千代市人口ビジョン」では、令和11年をピークとして、それ以降は減少に転じることが予測されています。
- ・水洗化人口の推計は、人口の増減率に合わせて推計値を算出しています。



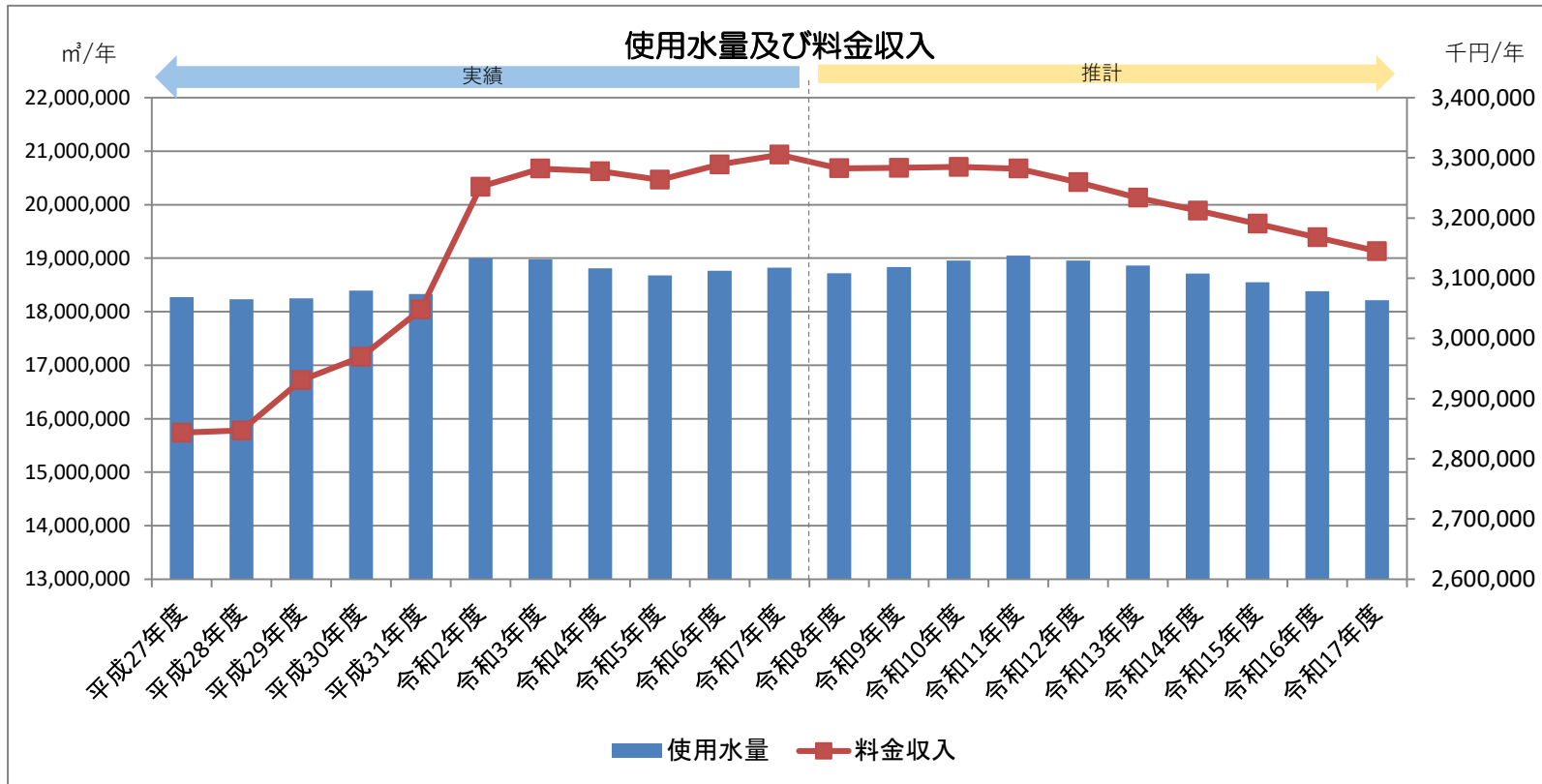
- ・一人当たり汚水量(m³) = 年間汚水量(m³) ÷ 水洗化人口(人)

2 事業を取り巻く状況

(2)-① 使用水量と水道料金収入

◆これまで、水道の使用水量は、人口増加に伴い増え続けてきましたが、近年は、節水意識の高まりや節水機器の普及などの影響により、人口が増加しても概ね横ばいとなっています。今後、人口減少が始まれば、使用水量も減少傾向になると見込まれます。

◆水道料金収入は、近年は、微増となっていますが、人口減少が始まれば、料金収入は減少傾向になると見込まれます。



使用水量の推計値

➡給水人口や過去3年間の実績の推移から件数及び1件当たりの平均水量を見込み、件数に平均水量を乗じて算出。

料金収入の推計値

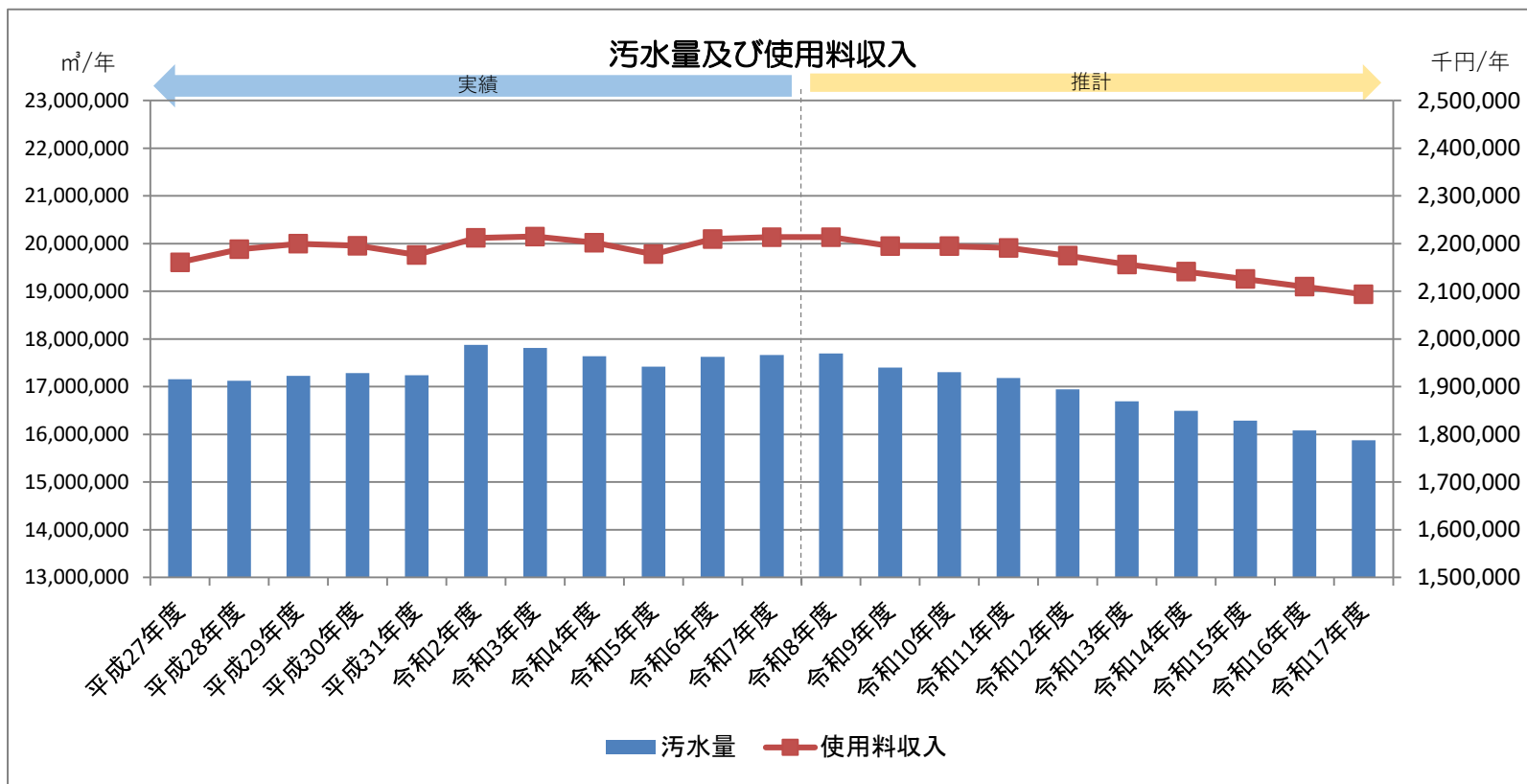
➡基本料金は過去3年間の口径別構成率から口径別の件数を見込み、口径別基本料金を乗じて算出し、従量料金は、従量料金区分別の構成率から各区分の水量を推計し、料金単価を乗じて算出。

2 事業を取り巻く状況

(2)-② 汚水量と下水道使用料収入

◆これまで、下水道に流す汚水量は、人口増加に伴い増え続けてきましたが、近年は、節水意識の高まりや節水機器の普及などの影響により、人口が増加しても概ね横ばいとなっています。今後、人口減少が始まれば、汚水量も減少傾向になると見込まれます。

◆下水道使用料収入は、近年は、概ね横ばいとなっていますが、人口減少が始まれば、使用料収入は減少傾向になると見込まれます。



汚水量の推計値

➡水道料金の見込件数から水道単独見込件数を差引き、下水道単独見込件数を加えて件数を算出。

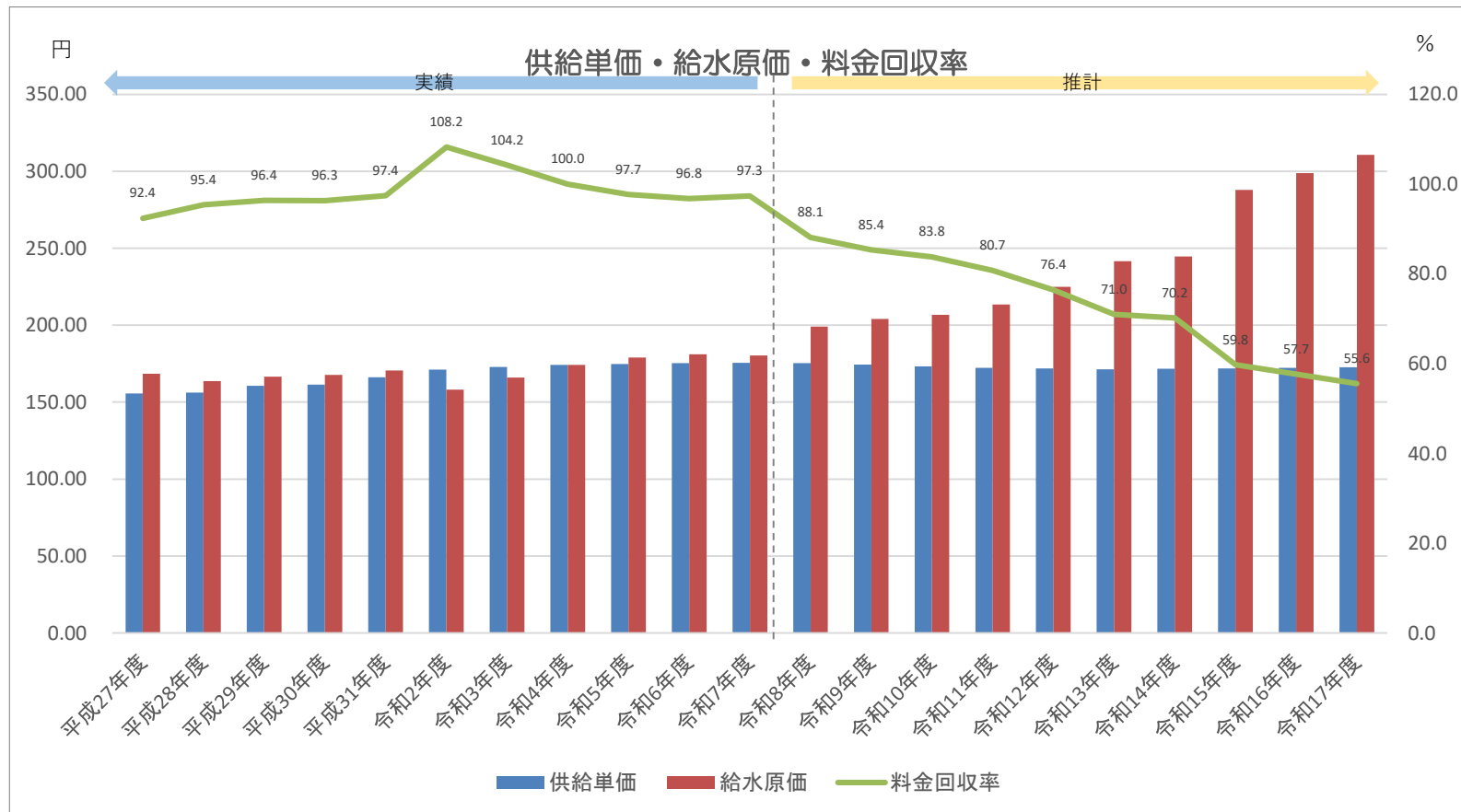
使用料収入の推計値

➡基本料金は総件数に基本料金を乗じて算出し、従量料金は、従量料金区分別の構成率から各区分の汚水量を推計し、料金単価を乗じて算出。

2 事業を取り巻く状況

(3)-① 料金回収率の悪化

- ◆ 給水原価は、近年の物価高騰等の影響により上昇しており、今後も同様の傾向が見込まれます。
- ◆ 供給単価は、近年、微増となっていますが、今後の人口減少に伴い、減少傾向になると見込まれます。
- ◆ 料金回収率は、経常的に100%を下回って悪化傾向であり、今後も同様の傾向が見込まれます。



給水原価

→ 1m³あたりの給水に係る費用
 $(\text{経常費用} - \text{控除費用}) \div \text{有収水量}$ [料金徴収の対象となった水量]

供給単価

→ 1m³あたりの給水収益
 $\text{給水収益} [\text{水道料金の収益}] \div \text{有収水量}$

料金回収率

→ 給水に係る費用を水道料金でどの程度賄えているかを示す指標
 $\text{供給単価} \div \text{給水原価} \times 100$
 ※健全な水準は100%以上

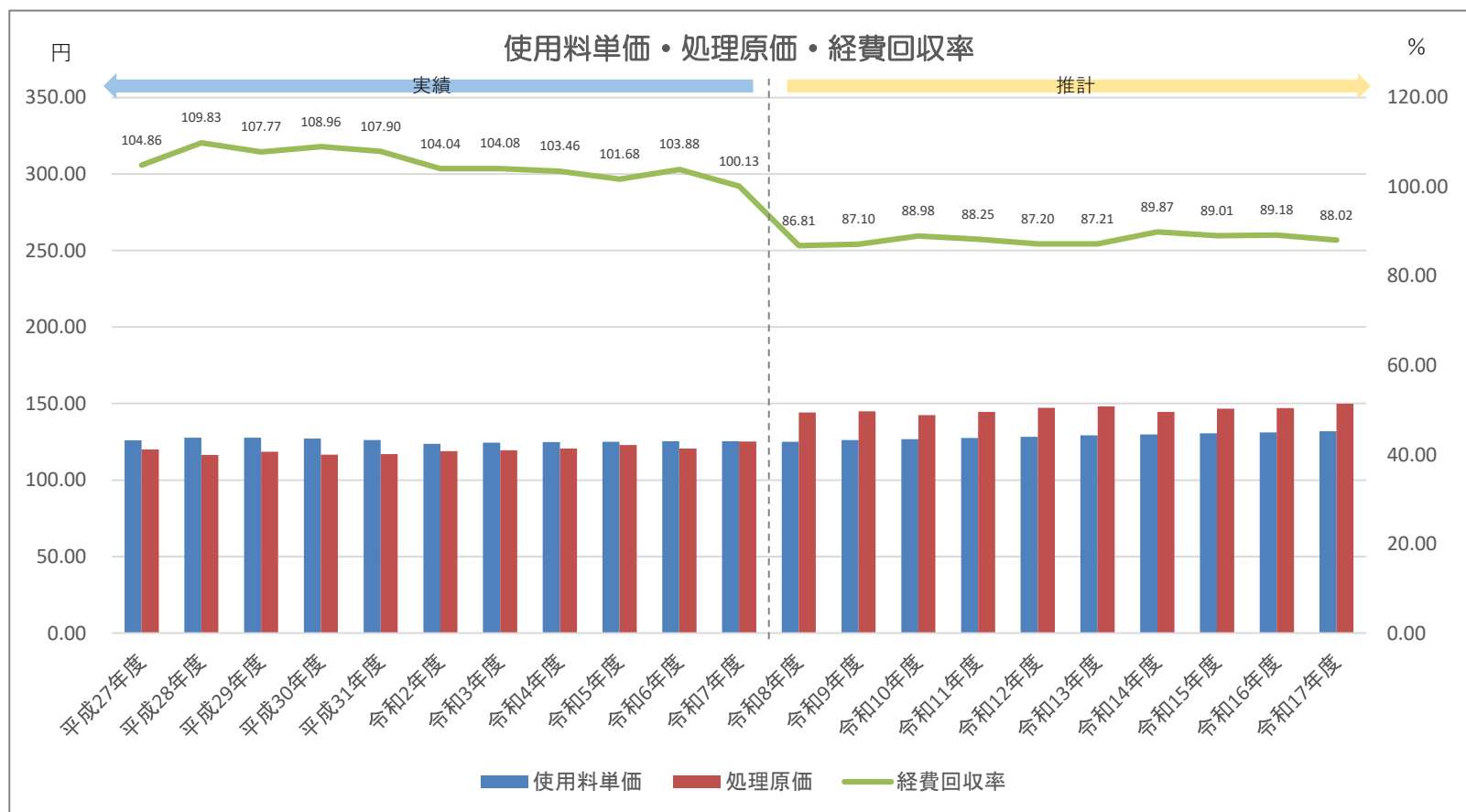
北千葉広域水道企業団の用水供給料金

令和10年度以降の料金単価については、決算等を踏まえながら料金の算定方法も含めて検討していくこととされています。

2 事業を取り巻く状況

(3)-② 経費回収率の悪化

- ◆処理原価は、近年の物価高騰等の影響により上昇しており、今後も同様の傾向が見込まれます。
- ◆使用料単価は、近年、概ね横ばいとなっていますが、今後の人口減少に伴い、減少傾向になると見込まれます。
- ◆経費回収率は、現状は100%を超えていますが、今後は処理原価が使用料単価を上回り、悪化傾向になると見込まれます。



処理原価

→ 1m^3 あたりの処理に係る費用
 污水处理費〔污水处理に係る維持
 管理費及び資本費〕÷有収水量
 [料金徴収の対象となった汚水量]

使用料単価

→ 1m^3 あたりの料金収入
 料金収入÷有収水量

経費回収率

→ 污水处理に要する費用を使用料
 収入でどの程度賄えているかを表
 す指標

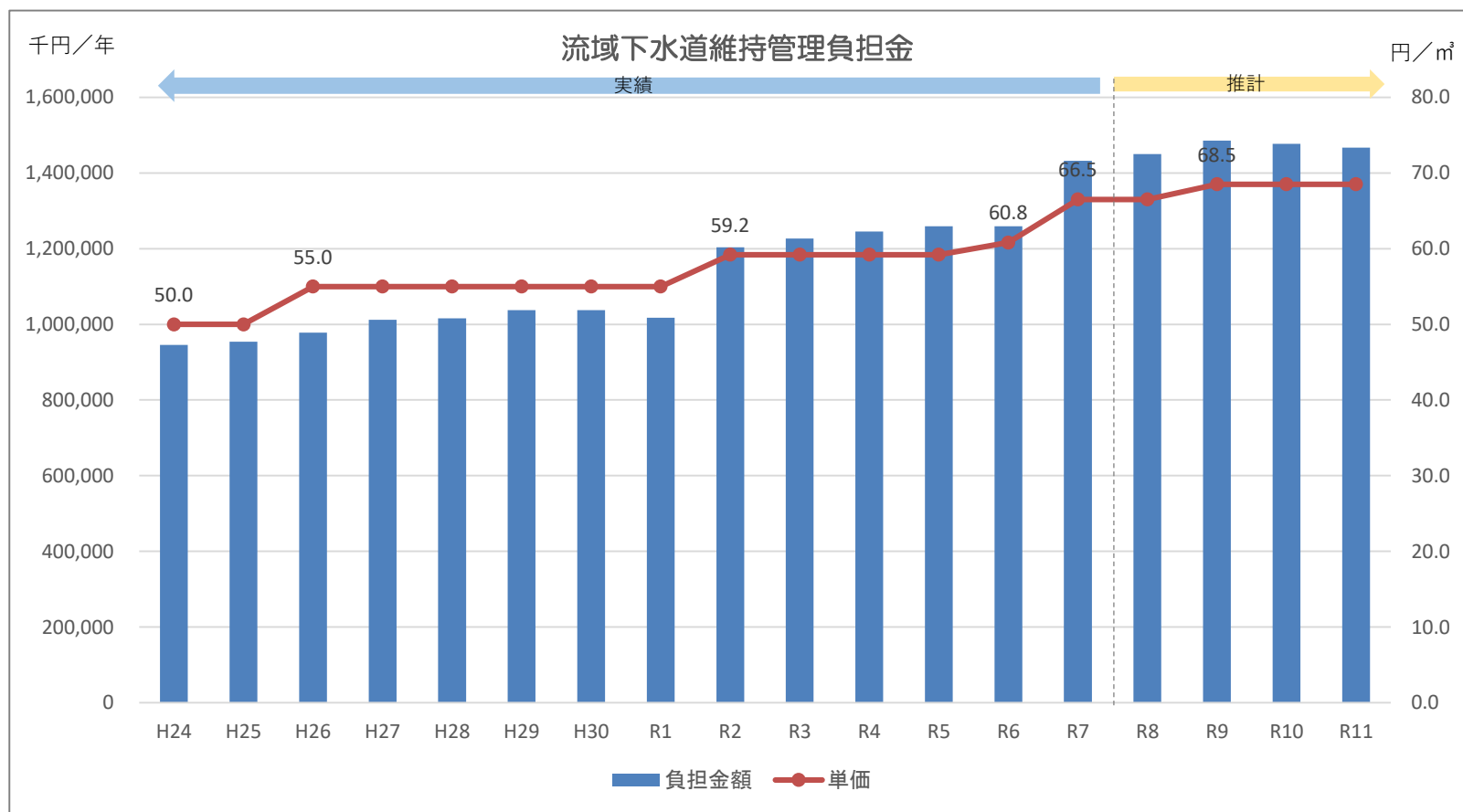
使用料単価÷処理原価×100

※健全な水準は100%以上

2 事業を取り巻く状況

(3)-② 経費回収率の悪化／流域下水道維持管理負担金の推移

- ◆ 印旛沼流域下水道事業に係る維持管理に必要な費用を千葉県と関係市町が排出汚水量に応じて負担しています。
- ◆ 1 m³当りの負担金単価が上昇していることにより、年間負担金額も上昇傾向となっています。



1 m³当りの負担金単価

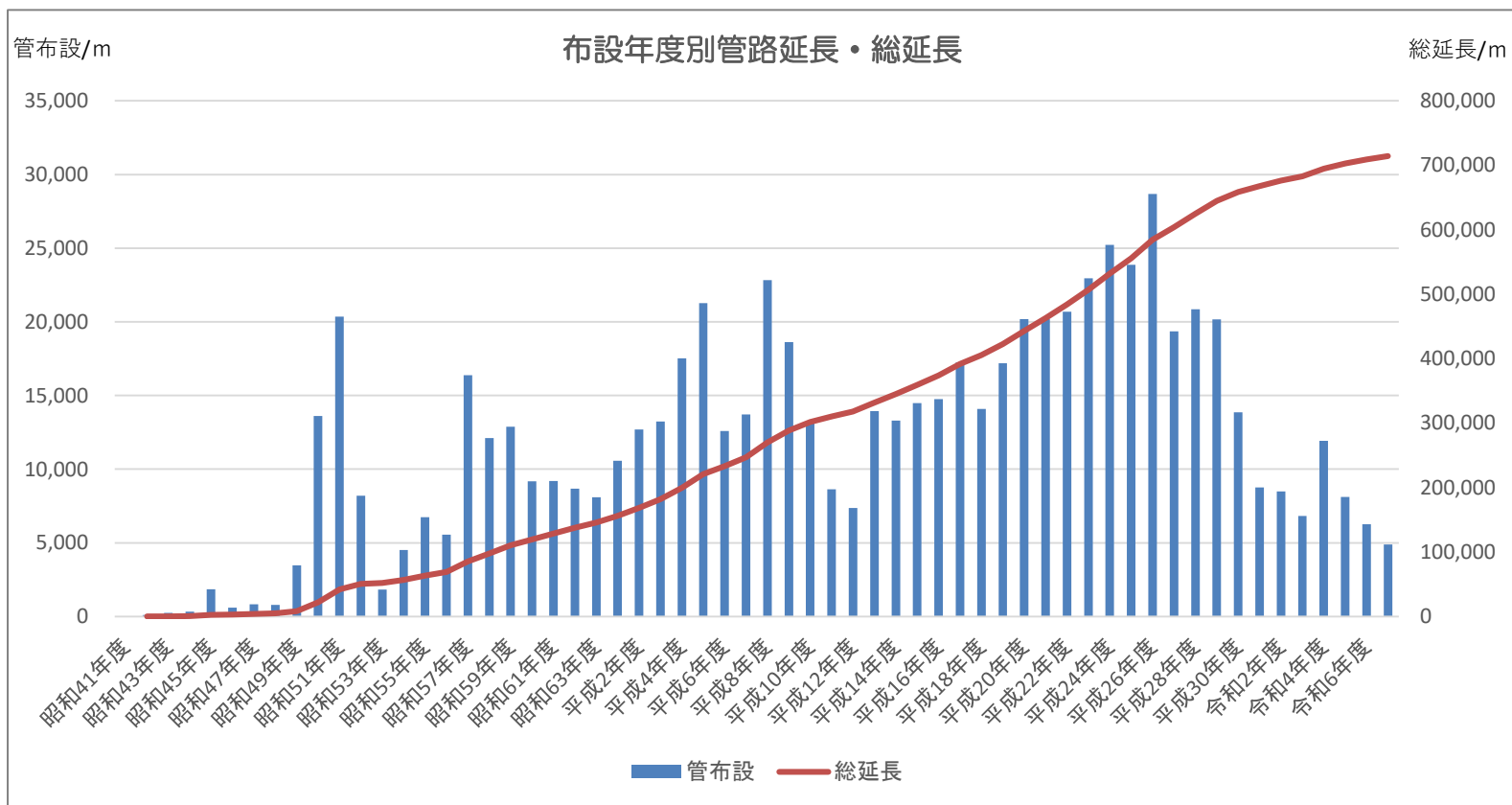
- ・ ～平成24年度 **50.0円**
- ・ 平成26年度～ 5.0円増 ⇒ **55.0円**
- ・ 令和2年度～ 4.2円増 ⇒ **59.2円**
- ・ 令和6年度～ 1.6円増 ⇒ **60.8円**
- ・ 令和7年度～ 5.7円増 ⇒ **66.5円**
- ・ 令和9年度～ 2.0円増 ⇒ **68.5円**

2 事業を取り巻く状況

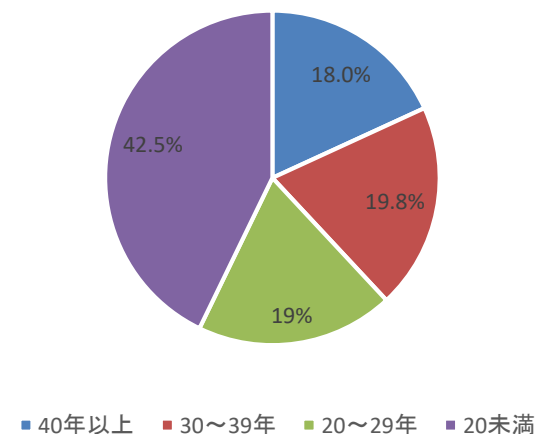
(4)-① 水道施設の老朽化

◆昭和40年代に布設された管路もまだ残っており、水道管の法定耐用年数の40年を経過した管路が増えてきているため、長寿命化を図りながら計画的な管路の入替などの対応が必要となっています。

◆浄・給水場は、昭和40年代から50年代の住宅団地の造成とともに整備されたものがほとんどで、経年により老朽化が進み、大規模な更新時期をむかえています。また、浄・給水場間を結ぶ管路(送水管)の更新も進めていく必要があります。



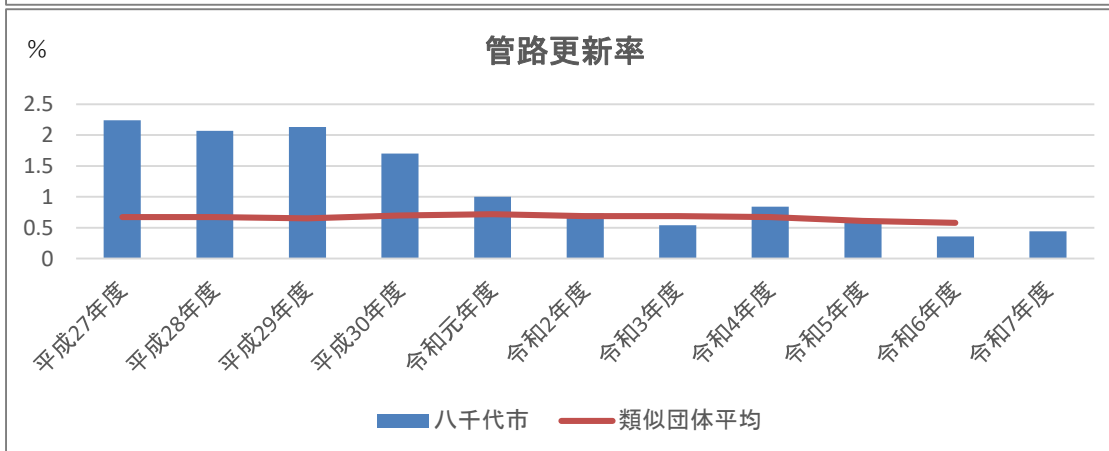
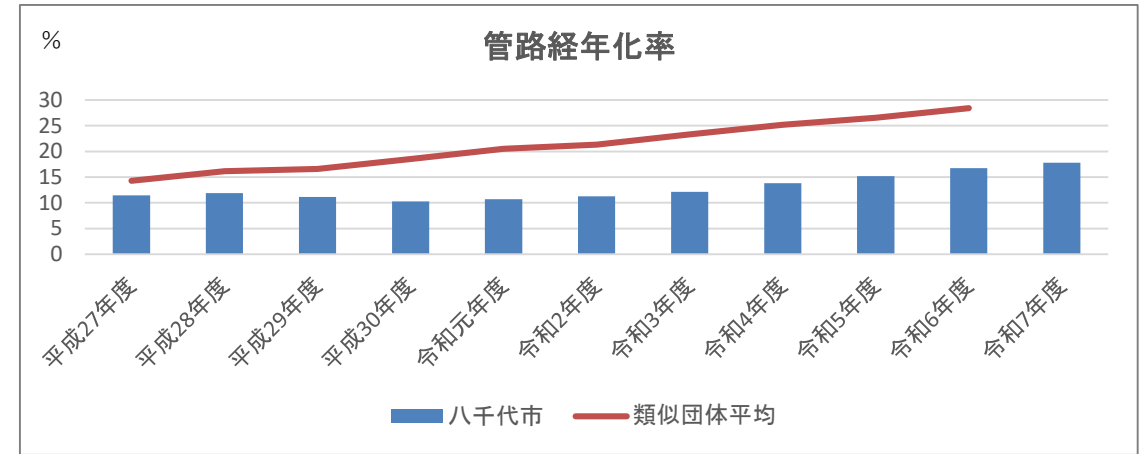
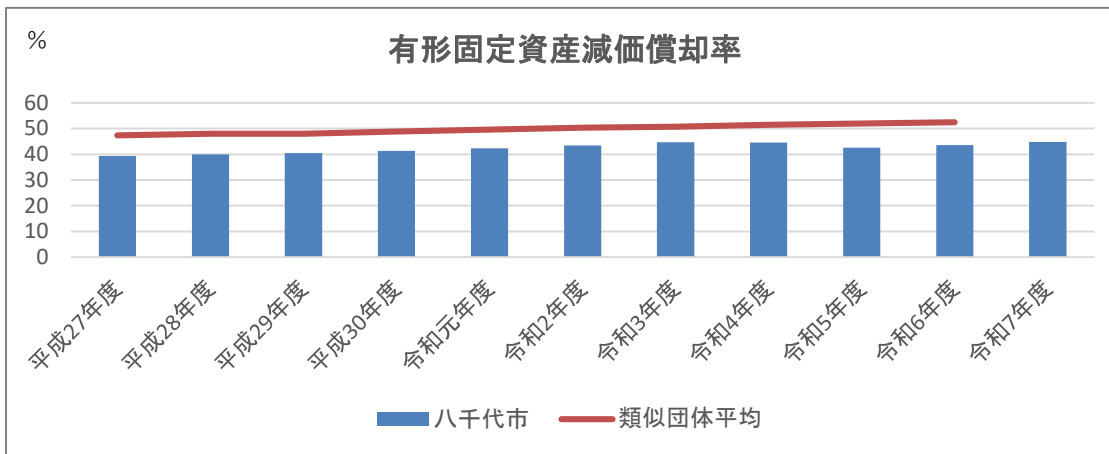
管路経過年数割合



2 事業を取り巻く状況

(4)-① 水道施設の老朽化

- ◆「有形固定資産減価償却率」は、類似団体平均を下回っていますが、浄・給水場は、耐用年数を迎えた資産が多く残っている状況となっています。
 - ◆「管路経年化率」は、類似団体平均を下回っていますが、老朽化した管路が増加し、微増傾向となっています。
 - ◆「管路更新率」は、近年は類似団体平均値と近い数値になっています。
- ➡老朽化が進む浄・給水場の更新とバランスをとりながら、優先順位を的確に把握し、費用を平準化して計画的に管路の更新を行う必要があります。



有形固定資産減価償却率

➡施設・設備の減価償却がどの程度進んでいるかの指標で、資産の老朽化度合いを表し、100%に近いほど保有資産が耐用年数に近づいていることを示す。

管路経年化率

➡法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを示す。※平成30年度までに石綿セメント管を集中的に更新したことから、経年化率は比較的低下している。

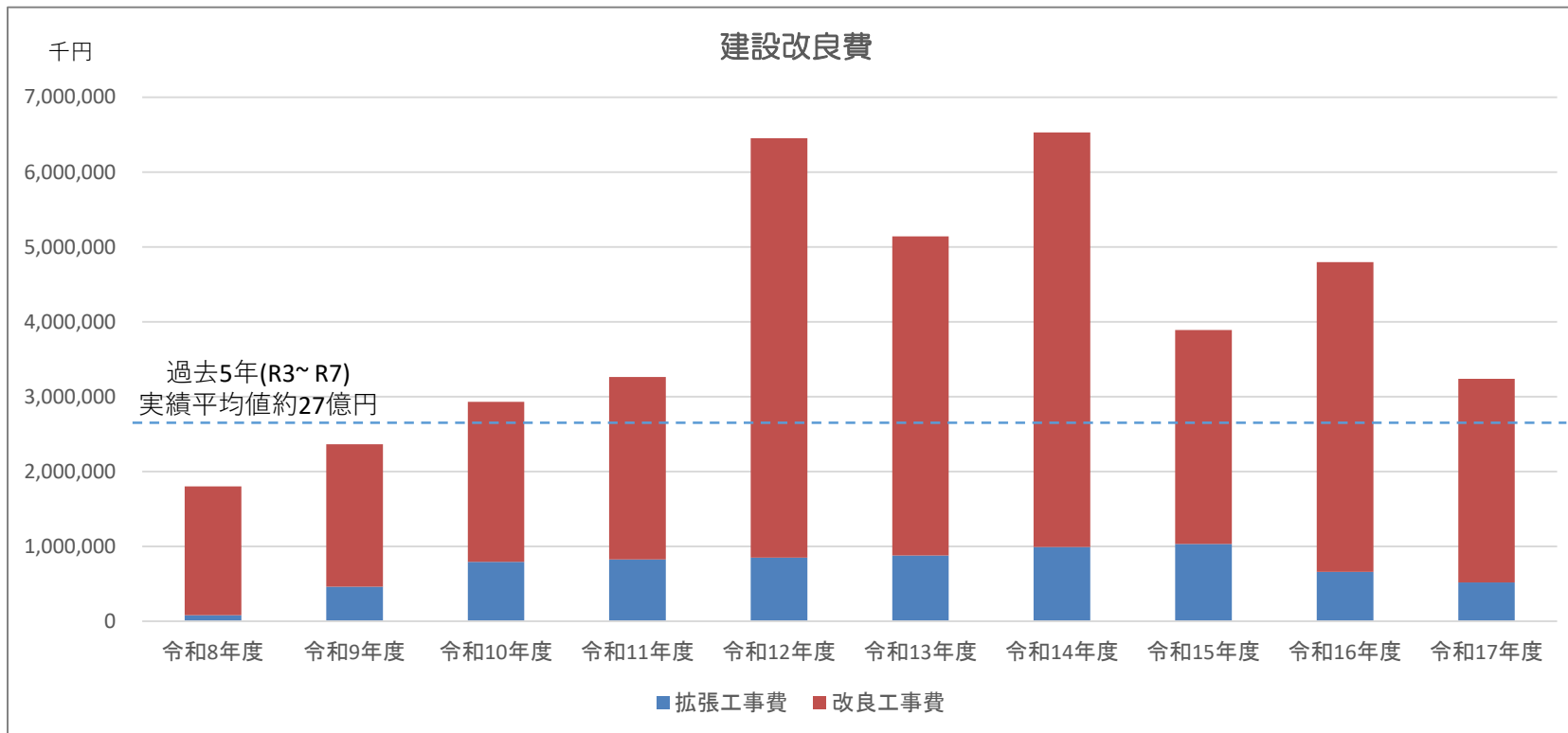
管路更新率

➡当該年度に更新を行った管路延長の割合を表す指標で、更新のペースや状況を把握できる。

2 事業を取り巻く状況

(4)-① 水道施設の老朽化／建設改良費

- ◆**管路の拡張工事**／水道普及率は99%を超えていることから、新たに管路を布設する拡張工事は縮小しています。
- ◆**浄・給水場の改良工事費**／浄・給水場の統廃合を進めると同時に、老朽化が進む施設について、改良工事を実施すると共に耐震化を進めていきます。
- ◆**管路の改良工事費**／重要度や布設年度、地盤、管の材質などを考慮して優先順位を決めたうえで事業費を平準化し、計画的に管路の耐震化を進めていきます。



浄・給水場の改良工事計画

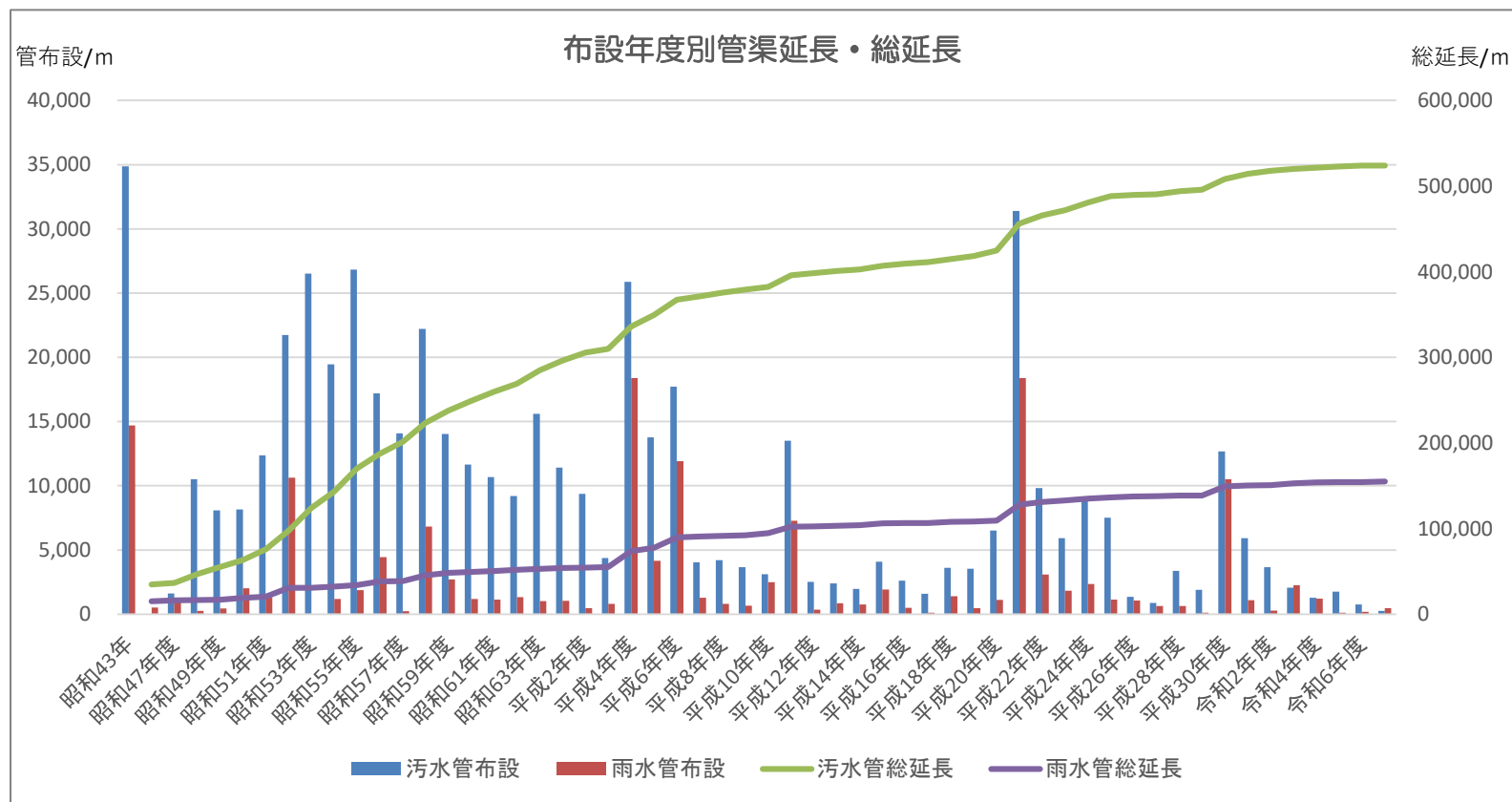
- ・ 令和11年度
➡ 睦浄水場改良工事
- ・ 令和11年度～14年度
➡ 萱田浄水場改良工事
- ・ 令和15年度～18年度
➡ 高津導水ポンプ場築造工事

2 事業を取り巻く状況

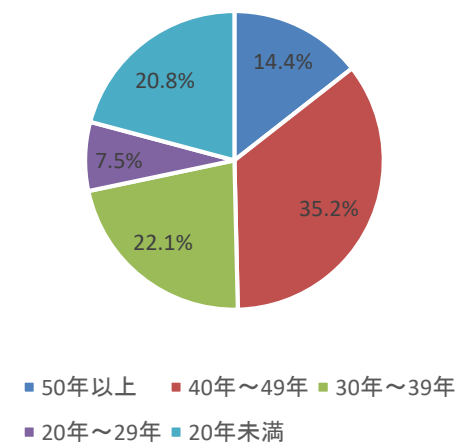
(4)-② 下水道施設の老朽化

◆市内で最も古い下水道管渠は、昭和40年代前半に布設され、それ以降は、昭和40年代後半から50年代までに多くの管渠が布設されています。

◆下水道管渠の法定耐用年数は50年とされ、これから布設後50年をむかえる管渠が増えることになるため、長寿命化を図りながら計画的に修繕・改築を行っていく必要があります。



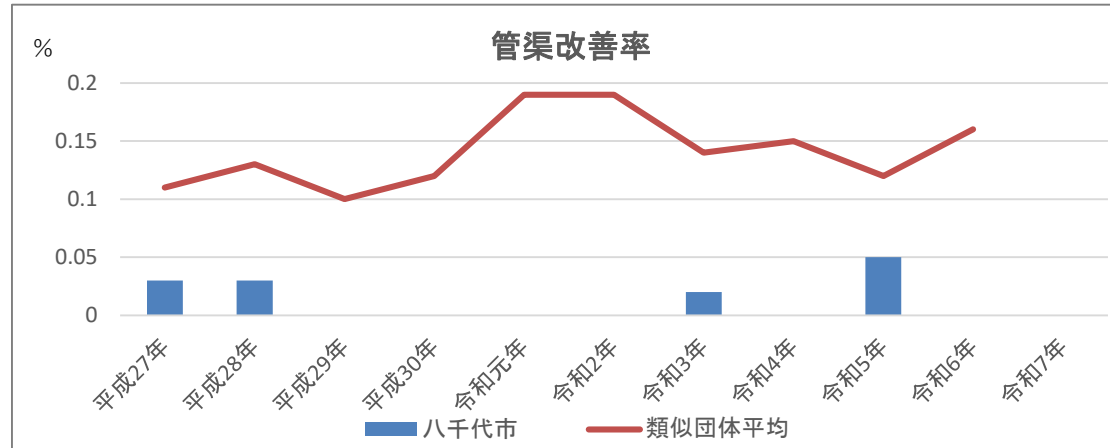
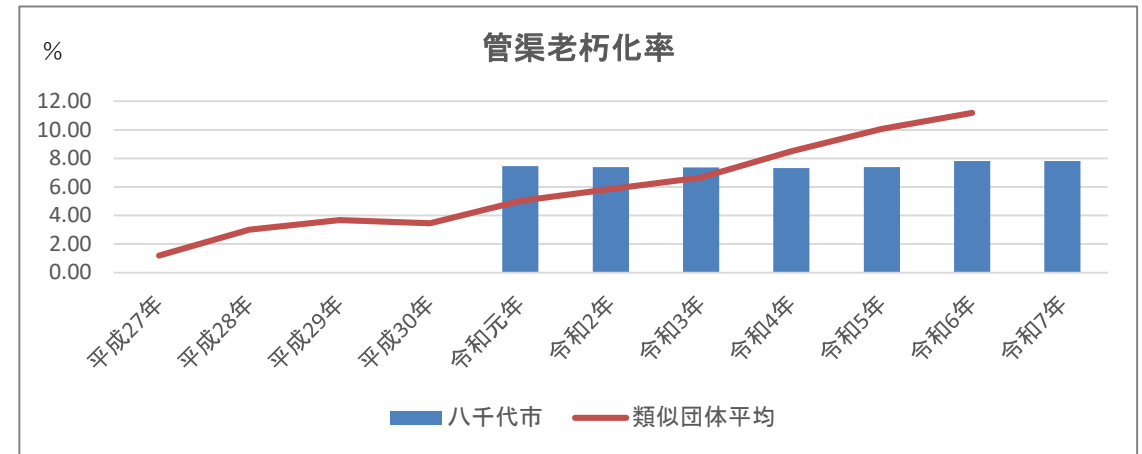
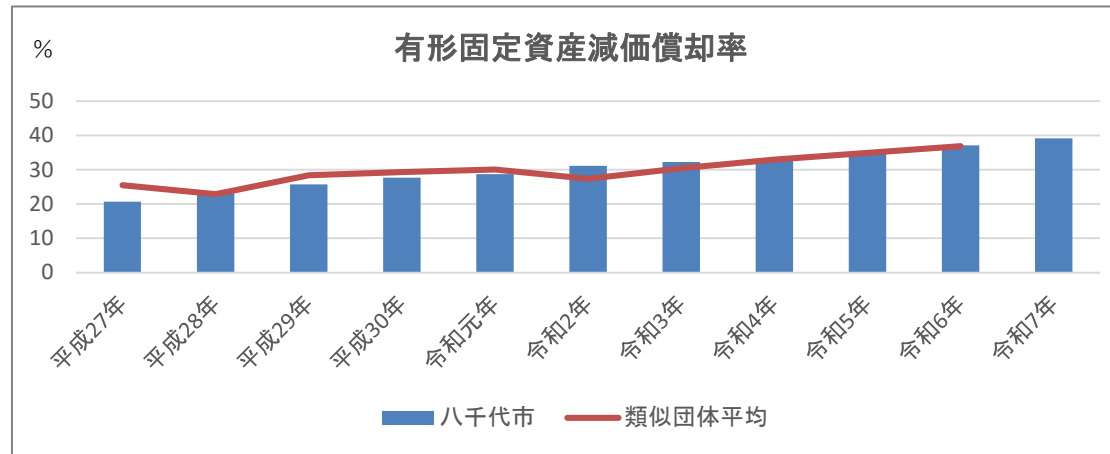
污水管経過年数割合



2 事業を取り巻く状況

(4)-② 下水道施設の老朽化

- ◆「有形固定資産減価償却率」は、類似団体平均並みとなっていますが上昇傾向となっています。
 - ◆「管渠老朽化率」は、類似団体平均を下回っていますが、昭和50年代に一斉に整備した管渠が多いことから、今後、急激な老朽化が見込まれます。
 - ◆「管渠改善率」は、更新ではなく維持補修により機能を保持しているため、現状は低い水準となっています。
- ➡点検・調査の結果に従い、費用を平準化しながら計画的に管渠の修繕・改築等を行っていく必要があります。



有形固定資産減価償却率

➡施設・設備の減価償却がどの程度進んでいるかの指標で、資産の老朽化度合いを表し、100%に近いほど保有資産が耐用年数に近づいていることを示す。

管渠老朽化率

➡法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを示す。

管渠改善率

➡当該年度に更新を行った管渠延長の割合を表す指標で、更新のペースや状況を把握できる。

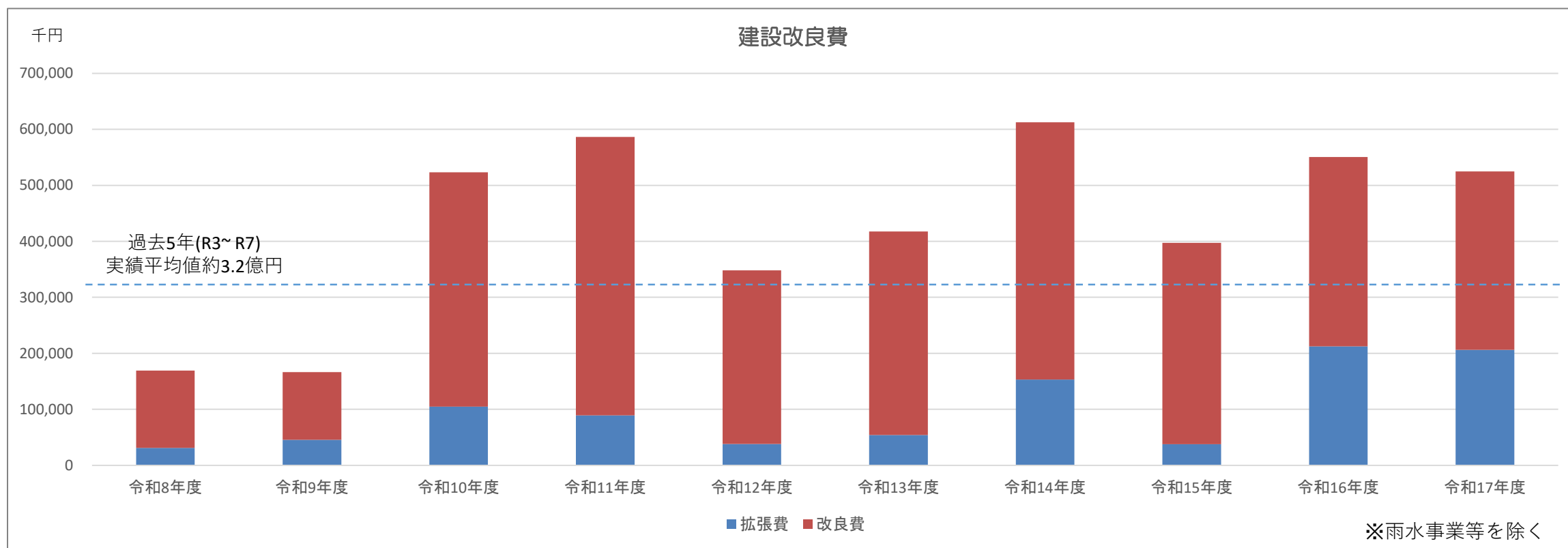
2 事業を取り巻く状況

下水

(4)-② 下水道施設の老朽化／建設改良費

◆**污水管渠の拡張工事費**／「八千代市污水適正処理構想」に基づき、投資効果等を見極めながら、污水施設の整備を進めていきます。また、西八千代南部地区について、市街化区域への編入に合わせて整備を進めていきます。

◆**污水管渠・ポンプ場の改良工事費**／長期的な視点で施設の重要度や状態を捉え、優先順位を付けながら計画的な点検・調査を行ったうえで、順次、修繕・改築を行っていきます。



3 災害対策

(1)-① 水道施設の耐震化

◆いつ発生するかわからない大地震に備え、水道施設についても耐震化の推進が強く求められています。地震が発生した場合でも被害を最小限にとどめるため、既存施設の耐震化を進めることが不可欠です。

◆浄・給水場の耐震化を進めるとともに、管路については、非耐震管を耐震管に入れ替える工事を計画的に進めていきます。

○水道管路の耐震化率（令和7年度）

	令和7年度 実績値	令和17年度 目標値	令和24年度 目標値	令和42年度 目標値
総延長	723.2km			
耐震管及び耐震 適合管延長	462.6km	535.5km	581km	723.2km
管路の耐震化率	64.0%	74.0%	80.3%	100.0%

・千葉県で公表している令和6年度末の水道統計データでは、本市は県内で6番目の耐震化率となっています。

・災害拠点となる病院や広域避難場所等への供給ルートなどの重要性や布設年度、地盤、管の材質などを考慮して優先順位を決めたうえで事業費を平準化し、計画的に管路の耐震化を進めています。

○基幹管路の耐震化率（令和7年度）

八千代市	県平均(令和6年度)	全国平均(令和6年度)
74.7%	63.1%	44.6%

※基幹管路とは、水源から浄水場への管路(導水管)と浄・給水場間を結ぶ管路(送水管)



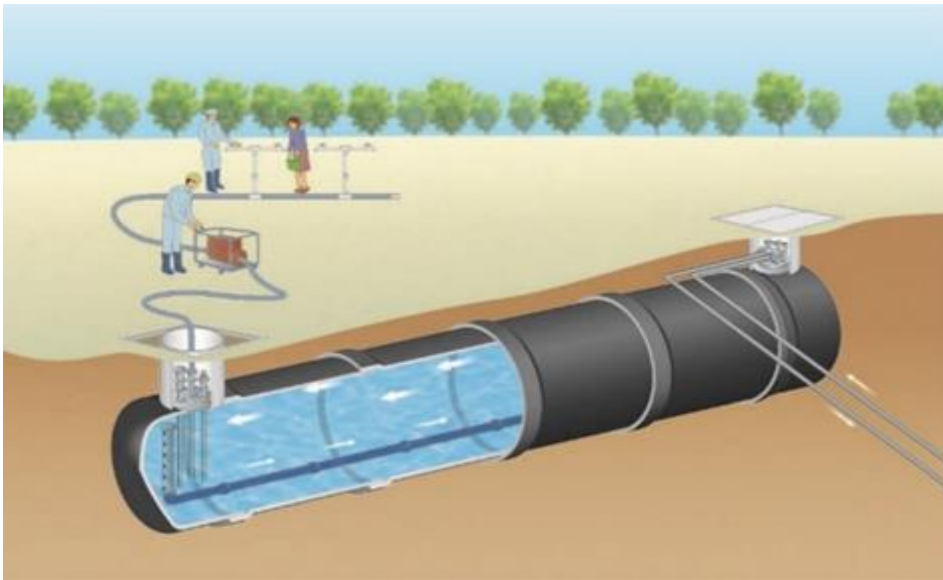
▲耐震管の布設工事

3 災害対策

(1)-② 応急給水の取り組み

- ◆災害や事故により断水などの緊急事態が発生した場合を想定し、応急給水等の体制を強化していく必要があります。
- ◆これまでに緊急貯水槽を整備し、また、給水車等を保有していますが、今後も、災害時の応急給水活動に備えるために、応急給水用資機材等を計画的に備蓄・整備していく必要があります。

緊急用貯水槽



イメージ図提供元：栗本鐵工所

- ・災害時の給水拠点として、容量100m³(10万ℓ)の緊急貯水槽を3か所(勝田台中央公園、西八千代調理場、市役所の敷地内)に整備しています。

給水車・給水タンク



- ・2,000ℓの飲料水を供給できる給水タンクを搭載した給水車を2台保有しています。
- ・1,000～2,000ℓの飲料水を供給できる給水タンクを43基保有しており、災害時には応急給水所に給水タンクを設置して給水活動を行います。

3 災害対策

(2) 下水道施設の耐震化

◆能登半島地震を受け、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けて、重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するため、国から、「上下水道耐震化計画」の策定が求められました。

◆本市では、避難所等の重要施設に接続する下水道管路について、概ね30年間の完了を目標に耐震化を進めていくこととしています。

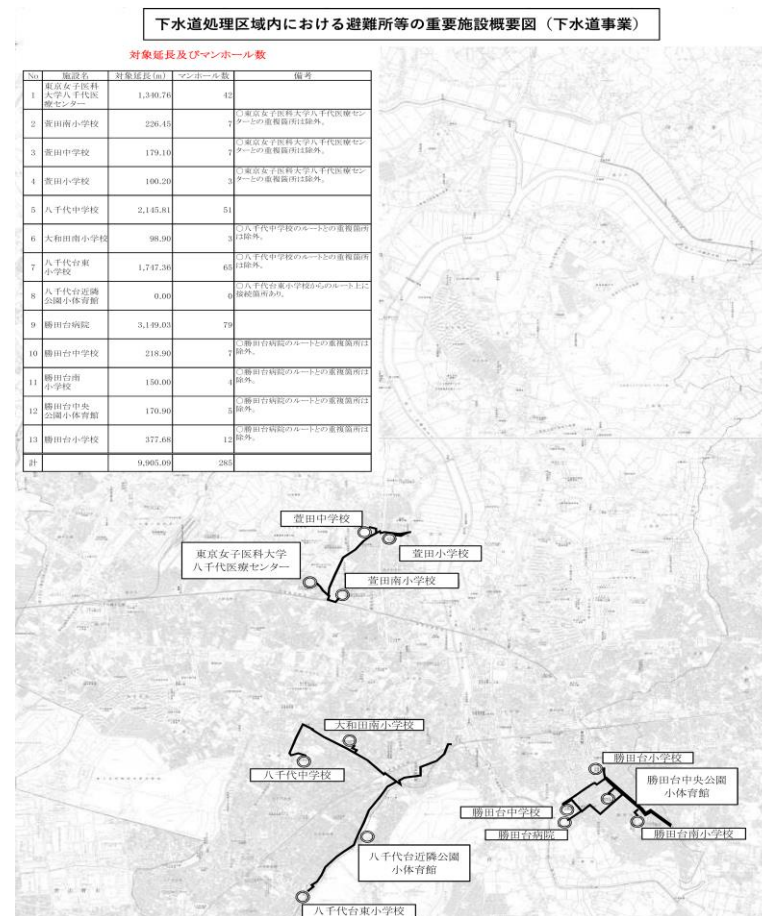
○避難所等の重要施設に接続する下水道管路の耐震化

	管路延長	耐震化率
対象全延長	9.9km	
耐震性能確保の目標延長 (令和11年度末迄)	1.3km	13.1%

・重要な医療施設及び避難所等並びにこれら重要な施設等から流域下水道までの管路近辺にある避難所等に接続する下水道管路について、耐震化を進めていきます。

・管路施設の耐震診断結果に基づき、対策が必要な路線を選定し、汚水管渠及び汚水マンホールの耐震化工事を進めていきます。

・令和7年度から令和11年度までの5年間では、千葉県及び本市の最も重要な医療施設である東京女子医科大学八千代医療センターに接続する管路の耐震化を実施することを目標としています。



4 水道料金・下水道使用料の基本的な考え方

水道

下水

(1) 独立採算制の原則

○地方公営企業法

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(2) 公正妥当な料金設定

○水道法

第一条 この法律は水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○下水道法

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(3) 議会の議決により条例で定める

○地方自治法

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

※公の施設の中には、地方公営企業法の適用を受ける水道事業も含まれ、当該事業により徴収される料金も使用料の一種とされる

4 水道料金・下水道使用料の基本的な考え方

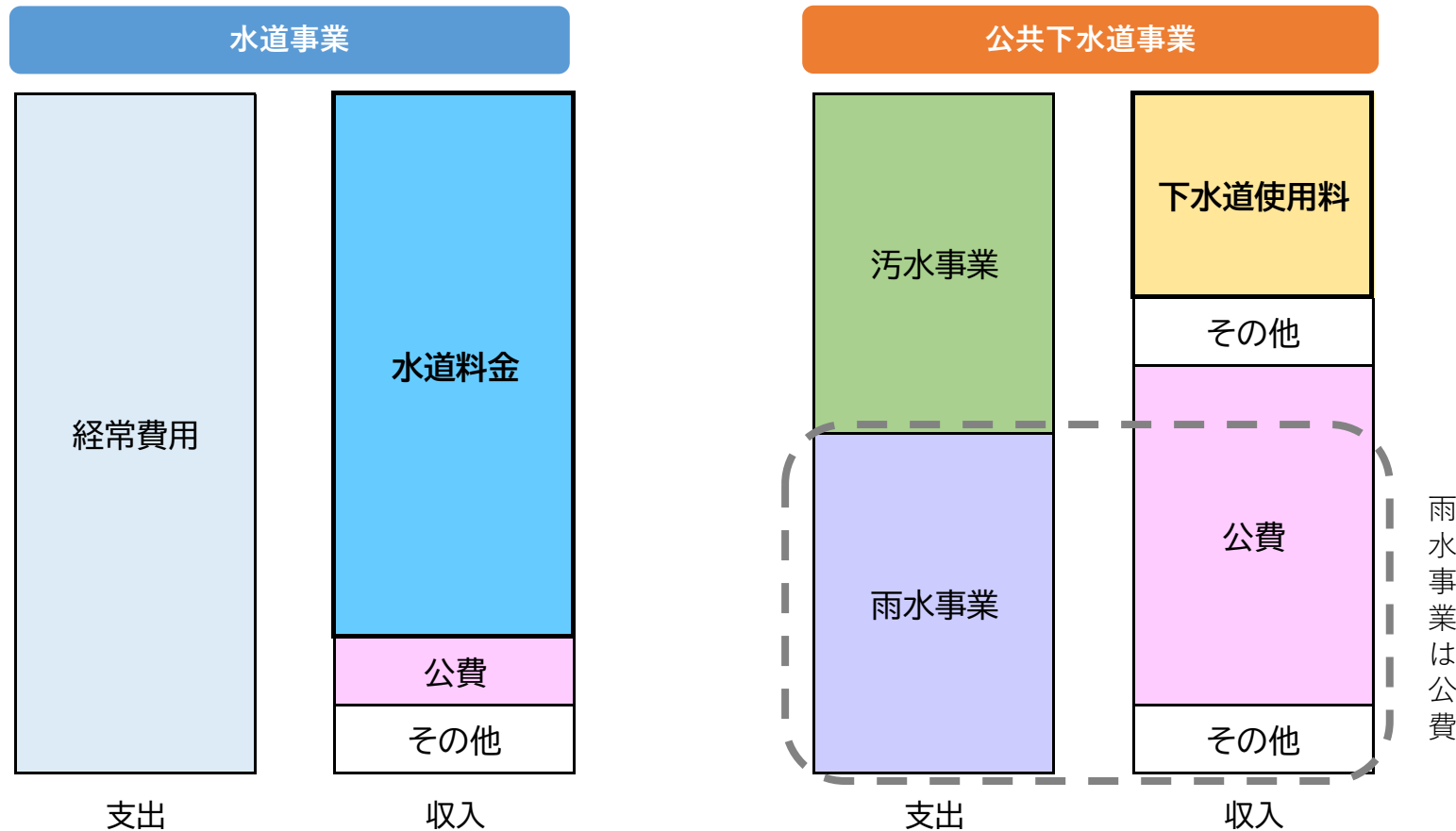
水道

下水

独立採算と受益者負担

- ◆水道事業及び公共下水道事業においては、事業に係る費用は、その事業の収入でまかなう独立採算と利益を受ける人が費用を負担する受益者負担の考え方を基本としています。
- ◆公共下水道事業のうち、雨水処理費については、受益者が特定できない公共サービスであることから公費でまかなわれています。

○収入・支出のイメージ図



独立採算

水道料金・下水道使用料の収入で維持管理費等をまかなう。

➡税金に頼らず自立した経営を行う。

受益者負担

水を使う人が水道料金を払う。汚水を下水に流す人が下水道使用料を払う。

➡利用した人がその分を公平に負担する。

5 現在の水道料金・下水道使用料

水道

下水

(1) 本市の水道料金・下水道使用料

- ◆基本料金と従量料金の二部料金制を採用。従量料金は、段階的に単価が高くなる逦増制を採用。
- ◆水道料金は、令和元年 1 0 月に平均改定率8.57%の改定
- ◆下水道使用料は、平成27年 7 月に平均改定率5.27%の改定

水道料金 (月/税抜)

メーター口径	基本料金
13mm	600円
20mm	1,220円
25mm	1,810円
30mm	2,830円
40mm	4,830円
50mm	10,150円
75mm	19,790円
100mm	33,270円
150mm	77,530円

従量料金

使用水量	料金(1m³につき)
~10m³	60円
11m³~20m³	100円
21m³~30m³	155円
31m³~50m³	240円
51m³~100m³	290円
100m³~	330円

下水道使用料 (月/税抜)

基本料金	
570円	
従量料金	
排除汚水量	料金(1m³につき)
~10m³	32円
11m³~20m³	102円
21m³~30m³	133円
31m³~50m³	182円
51m³~100m³	246円
100m³~	317円

5 現在の水道料金・下水道使用料

(2)-① 県内他団体との比較（水道）

◆一般的なモデルケース（メーター口径20mmで20m³使用／月）の比較では、令和8年4月時点で、八千代市の水道料金は県内で2番目に低い状況です。

○他団体の水道料金

(月／税抜)

	事業体	料金(円)		事業体	料金(円)
1	流山市	2,800	20	多古町	3,900
2	八千代市	2,820	20	芝山町	3,900
3	柏市	2,840	15	佐倉市	3,927
4	野田市	2,900	16	八街市	3,936
5	習志野市	2,923	27	神崎町	4,000
6	市原市	2,955	28	かずさ水道広域連合企業団(袖ヶ浦市域)	4,050
7	松戸市	3,050	29	八匠水道企業団	4,120
8	銚子市	3,210	30	東庄町	4,200
9	酒々井町	3,300	30	旭市	4,200
10	四街道市	3,370	32	香取市	4,300
11	千葉県	3,518	33	安房郡市広域市町村圏事務組合(旧鴨川市)	4,390
11	千葉市	3,518	34	夷隅郡市広域市町村圏事務組合(御宿町域)	4,400
13	我孫子市	3,540	35	成田市(大栄簡水)	4,450
14	長生郡市広域市町村圏組合	3,585	35	山武市	4,450
15	成田市(成田)	3,620	37	夷隅郡市広域市町村圏事務組合(勝浦市域)	4,480
15	成田市(下総簡水)	3,620	38	安房郡市広域市町村圏事務組合(旧鋸南町)	4,610
17	夷隅郡市広域市町村圏事務組合(いすみ市域)	3,680	39	夷隅郡市広域市町村圏事務組合(大多喜町域)	4,630
18	長門川水道企業団	3,800	40	かずさ水道広域連合企業団(君津市域)	4,775
19	白井市	3,815	41	山武郡市広域水道企業団	4,835
20	かずさ水道広域連合企業団(木更津市域)	3,900	42	安房郡市広域市町村圏事務組合(旧南房総市)	4,940
20	富里市	3,900	42	安房郡市広域市町村圏事務組合(旧三芳水道企業団)	4,940
20	印西市	3,900	44	かずさ水道広域連合企業団(富津市域)	5,595
		平均			3,900

近年の主な改定状況

- | | 改定年月 | 平均改定率 |
|-------|---------|---------|
| ・千葉県 | /令和8年4月 | /18.6% |
| ・千葉市 | /令和8年4月 | /18.6% |
| ・松戸市 | /令和8年4月 | /17.7% |
| ・佐倉市 | /令和8年4月 | /12.9% |
| ・我孫子市 | /令和8年4月 | /31.8% |
| ・習志野市 | /令和7年4月 | /23.68% |
| ・成田市 | /令和7年4月 | /20% |
| ・四街道市 | /令和7年4月 | /36% |

5 現在の水道料金・下水道使用料

下水

(2)-② 県内他団体との比較（下水道）

◆一般的なモデルケース（20m³使用／月）の比較では、令和8年4月時点で、八千代市の下水道使用料は県内で3番目に低い状況です。

○他団体の下水道使用料

（月／税抜）

	市町名	使用料(円)		市町名	使用料(円)
1	浦安市	1,680	19	木更津市	2,320
2	成田市	1,800	20	四街道市	2,340
3	八千代市	1,910	21	我孫子市	2,380
4	印西市	1,980	22	市川市	2,395
5	習志野市	1,993	23	野田市	2,430
6	流山市	2,000	24	鎌ヶ谷市	2,453
6	白井市	2,000	25	東金市	2,468
8	船橋市	2,010	26	君津富津	2,500
9	富里市	2,100	26	旭市	2,500
10	袖ヶ浦市	2,131	26	八街市	2,500
11	柏市	2,143	29	銚子市	2,730
12	長生村	2,200	30	茂原市	2,800
13	千葉市	2,209	31	酒々井町	2,850
14	松戸市	2,244	32	芝山町	3,000
15	佐倉市	2,248	33	館山市	3,120
16	市原市	2,290	34	大網白里市	3,300
17	香取市	2,300	平均		2,342
17	栄町	2,300			

近年の主な改定状況

- | | 改定年月 | 平均改定率 |
|-------|----------|---------|
| ・千葉市 | /令和8年 4月 | /13.6% |
| ・我孫子市 | /令和8年 4月 | /6% |
| ・野田市 | /令和8年 4月 | /15.7% |
| ・市原市 | /令和7年10月 | /16.87% |
| ・市川市 | /令和5年 4月 | /2.8% |
| ・四街道市 | /令和5年 4月 | /18% |

6 経営効率化の取り組み

水道

下水

(1) 投資の合理化

水道事業

◆浄・給水場の統廃合 / 『八千代市水道施設再構築基本計画』

現在の施設は老朽化が進行しており、地震等の災害対策の充実も必要です。また、将来的に水需要は減少していくことが予測され、給水収益の減収が見込まれます。

将来にわたり今あるすべての浄・給水場施設を維持していくには、継続的に膨大な費用が必要となるため、現在の7施設を3施設に統廃合し、効率的な運用を行うとともに将来的な事業費の抑制を図ることとしています。

◆管路の計画的な耐震化 / 『八千代市水道管路施設耐震化計画』

市内全域にまだ多くの非耐震管が残存しており、耐震化を進めるには多額の事業費が見込まれます。

災害対応拠点となる病院や広域避難場所等への供給ルートなどの重要度や布設年度、地盤、管の材質などを考慮して優先順位を決めたうえで、事業費を平準化し、計画的に耐震化を進めていくこととしています。

下水道事業

◆計画的な修繕・改築 / 『八千代市下水道ストックマネジメント計画』

老朽化が進む施設の更新需要の全体像を把握し効率的な管理を図るため、長期的な視点で施設の重要度や状態を捉え、優先順位を付けながら計画的な点検、調査の実施、修繕・改築を行うことで費用の低減・平準化を図り、施設管理を最適化させていくこととしています。

6 経営効率化の取り組み

水道

下水

(2) その他の取り組み

①定員管理の適正化

これまで、平成18年度に公共下水道事業部門との組織統合を行い、「上下水道局」として組織のスリム化や業務の効率化を推進してきました。

令和8年度からは、より一層、業務内容の精査及び外部委託を進め、4課から3課体制として業務の効率化を図るとともに、一般職職員数を1人削減し、更なる組織のスリム化を図っています。

・上下水道局一般職職員数 平成28年度：64人→令和8年度：59人

②業務委託の推進

これまで、業務の効率化や経費の削減のため、様々な業務の民間委託を進めてきました。

令和8年度からは、窓口業務などについて業務委託の内容を拡大し、更なる業務の効率化や経費の削減を進めています。

・令和8年度の業務委託推進による人件費削減効果 約1,080万円／年

③適正な資金管理

企業債残高を圧縮するために、適正な内部留保資金残高を確保した上で、企業債の借入を抑制しています。

また、期中の資金管理については、局内の情報共有などにより、事業の執行状況を把握することで資金管理を徹底し、定期預貯金及び有価証券による利息の獲得と、企業債の借入に係る償還年数及び金利方式の検討等を行いながら、支払利息の低減を図っています。

・令和3年度～令和7年度の5年間 獲得利息総額 約1,300万円 企業債支払利息低減 約3億400万円

④保有財産の有効活用

保有財産の活用については、土地・建物の一部を貸付けることにより、市民サービスの向上を図るとともに安定的な収益を確保しています。

・貸付料使用料収入 約350万円／年

6 経営効率化の取り組み

水道

下水

(2) その他の取り組み

⑤漏水対策の推進／水道事業

計画的に漏水調査を行い、早期に修繕することで道路陥没などの二次災害を防止するとともに、無効水量（漏水などにより損失した水量）の軽減を図り、有収率の向上に努めています。 ※有収率…配水量のうち料金として徴収する水量の割合

・有収率 令和7年度：95% 同規模平均(R6)89.7% 全国平均(R6)89.4%

⑥未接続の解消／下水道事業

公共下水道が整備された区域内における未接続世帯に接続を促すことにより、河川などの環境保全を図るとともに、下水道使用料の増収につなげています。 ※水洗化率…処理区域内人口のうち下水道に接続している人口の割合

・水洗化率 令和7年度：99.3% 同規模平均(R6)95.4% 全国平均(R6)96.0%

⑦汚水施設の維持管理／下水道事業

汚水管渠に地下水などが流入するいわゆる「不明水」を減らすため、区域ごとに人孔蓋穴への侵入水対策などを行い、有収率の向上に努めています。 ※有収率…処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収量の割合

・有収率 令和7年度：85.2% 同規模平均80.3(R6)% 全国平均80.8(R6)%

⑧納付方法の拡充

水道料金・下水道使用料の納付方法の拡充に努め、利用者の利便性の向上及び業務の効率化を図るとともに、収納率の安定化を図っています。

・令和7年度：水道料金収納率/99.79% 下水道使用料収納率/99.68%

⑨水道メーターの購入・売却

年間を通して計画的に購入することで購入価格を抑え、8年間の使用期間満了後には、売却することにより収入を確保しています。

・令和7年度：20mmメーター購入価格3,450円(税抜) 売却価格1,680円(税抜)

7 財政収支見通し

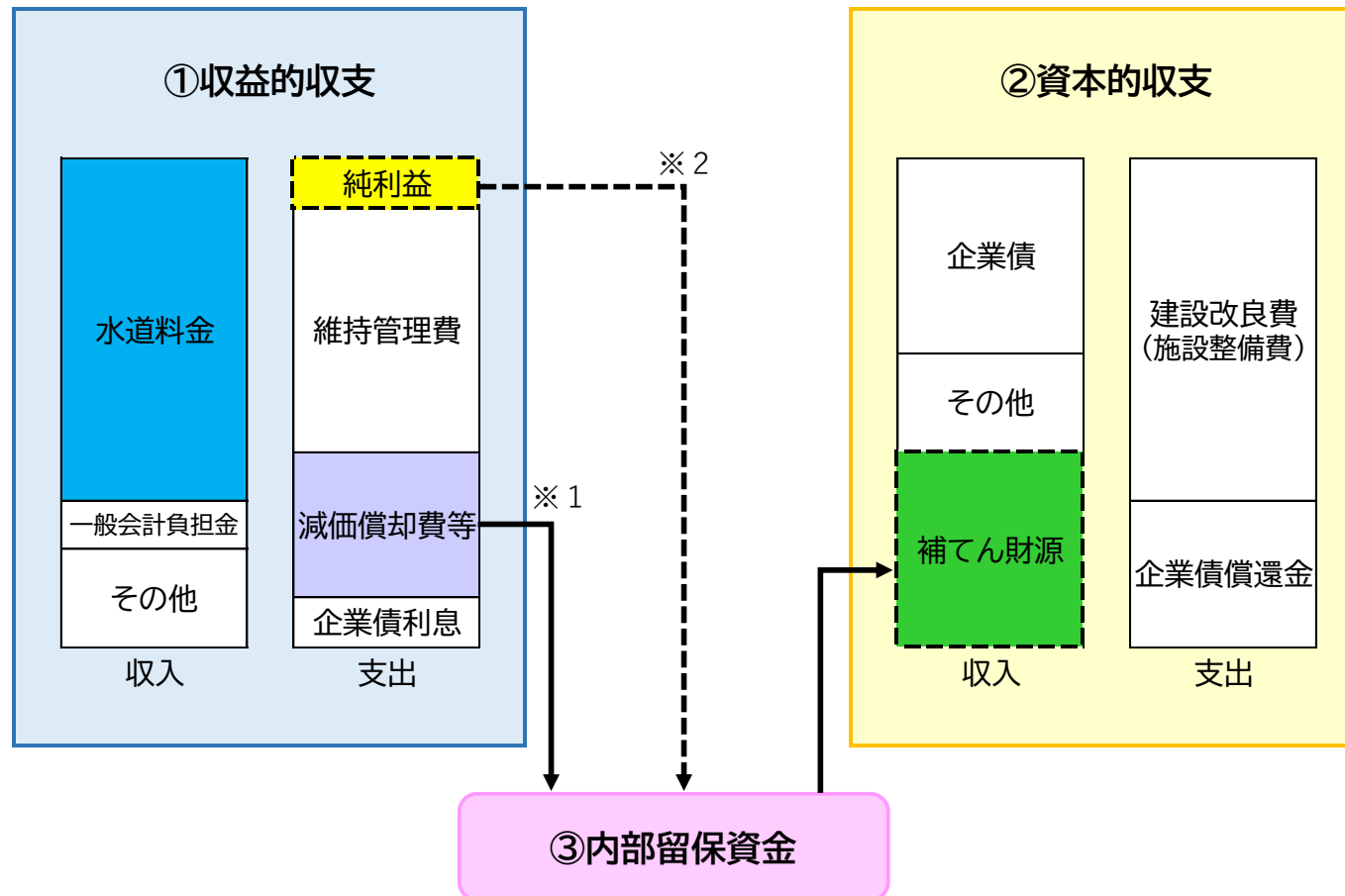
(1) 水道事業／会計の仕組み

◆水道事業(地方公営企業)は、事業を運営するために必要な維持管理費や施設整備費を、原則として水道料金収入によってまかなう独立採算の事業です。

◆①収益的収支、②資本的収支、③内部留保資金の3つの枠組みで構成されています。

◆資本的収支においては、内部留保資金によって補てんする仕組みとなっています。

○水道事業会計のイメージ図



①収益的収支

➡水道水を供給するための収入と支出(維持管理費)

②資本的収支

➡水道施設を整備・更新するための収入と支出(施設整備費)

③内部留保資金

➡収益的収支で生じた純利益や現金支出を伴わない減価償却費などを留保した資金

※1 減価償却費は現金の支出を伴わない費用であり、補てん財源として活用する。

※2 収入と支出の差額で収入が上回った分は純利益として補てん財源とすることができる。

7 財政収支見通し

(1) 水道事業／現行料金

①収益の収支

(税抜, 単位: 千円)

年 度 項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 入 (A)	4,266,673	4,193,661	4,187,838	4,179,952	4,225,490	4,088,094	4,084,919	4,045,189	4,032,545	3,995,979
うち水道料金	3,282,584	3,283,448	3,284,858	3,282,047	3,259,388	3,233,665	3,212,481	3,190,406	3,167,936	3,145,028
支 出 (B)	4,154,462	4,278,232	4,355,642	4,517,466	4,804,903	5,064,303	5,115,702	5,891,425	6,082,220	6,256,914
純利益／損失 (A - B)	112,211	△84,571	△167,804	△337,514	△579,413	△976,209	△1,030,783	△1,846,236	△2,049,675	△2,260,935

②資本の収支

(税込, 単位: 千円)

年 度 項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 入 (A)	1,737,191	1,521,757	2,759,659	3,245,279	6,662,212	5,264,364	6,653,507	4,013,252	4,937,062	3,393,055
うち企業債	1,473,800	1,477,900	2,717,000	3,206,500	5,931,500	5,135,400	6,524,500	3,884,200	4,788,100	3,228,300
支 出 (B)	2,821,694	3,477,475	4,225,230	4,609,979	8,165,988	6,687,201	8,374,230	6,018,432	7,290,208	5,679,175
うち建設改良費	1,992,010	2,566,764	3,115,288	3,446,974	6,908,668	5,326,265	6,727,460	4,074,271	4,987,073	3,431,517
うち企業債償還金	729,684	810,711	1,009,942	1,063,005	1,157,320	1,260,936	1,546,770	1,844,161	2,203,135	2,147,658
資本の収支不足額 (A - B)	△1,084,503	△1,955,718	△1,465,571	△1,364,700	△1,503,776	△1,422,837	△1,720,723	△2,005,180	△2,353,146	△2,286,120

③企業債残高

(単位: 千円)

年 度 項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
年度末企業債残高	16,008,529	16,675,718	18,382,776	20,526,271	25,300,451	29,174,915	34,152,645	36,192,684	38,777,649	39,858,291

④資金残高

(単位: 千円)

年 度 項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
年度末保有資金残高	2,064,625	1,554,320	1,537,048	1,545,107	1,541,292	1,232,650	645,524	△646,120	△2,388,409	△4,363,578

7 財政収支見通し

(1) 水道事業／令和9年度平均27.52%改定

①収益の収支 (税抜, 単位：千円)

年 度 項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 入 (A)	4,266,673	4,645,463	5,091,831	5,083,171	5,122,474	4,977,999	5,694,904	6,365,032	6,336,049	6,282,826
うち水道料金	3,282,584	3,735,250	4,188,851	4,185,266	4,156,372	4,123,570	4,822,466	5,510,249	5,471,440	5,431,875
支 出 (B)	4,154,462	4,278,232	4,343,622	4,480,157	4,740,867	4,973,625	5,008,209	5,752,531	5,907,453	6,059,171
純利益／損失 (A－B)	112,211	367,231	748,209	603,014	381,607	4,374	686,695	612,501	428,596	223,655

②資本の収支 (税込, 単位：千円)

年 度 項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 入 (A)	1,737,191	1,082,957	1,853,959	2,273,579	5,630,612	4,494,064	5,348,607	2,692,652	3,931,562	2,553,755
うち企業債	1,473,800	1,039,100	1,811,300	2,234,800	4,899,900	4,365,100	5,219,600	2,563,600	3,782,600	2,389,000
支 出 (B)	2,821,694	3,477,475	4,225,230	4,591,593	8,108,236	6,588,198	8,223,394	5,822,240	7,021,003	5,360,815
うち建設改良費	1,992,010	2,566,764	3,115,288	3,446,974	6,908,668	5,326,265	6,727,460	4,074,271	4,987,073	3,431,517
うち企業債償還金	729,684	810,711	1,009,942	1,044,619	1,099,568	1,161,933	1,395,934	1,647,969	1,933,930	1,829,298
資本的収支不足額 (A－B)	△1,084,503	△2,394,518	△2,371,271	△2,318,014	△2,477,624	△2,094,134	△2,874,787	△3,129,588	△3,089,441	△2,807,060

③企業債残高 (単位：千円)

年 度 項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
年度末企業債残高	16,008,529	16,236,918	17,038,276	18,228,457	22,028,789	25,231,956	29,055,622	29,971,253	31,819,923	32,379,625

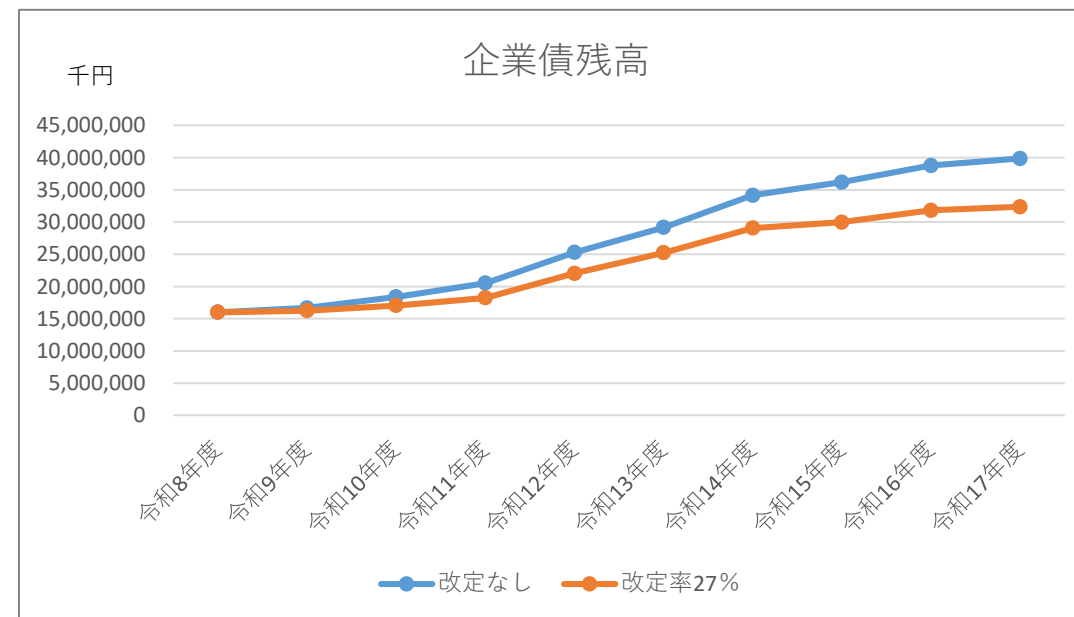
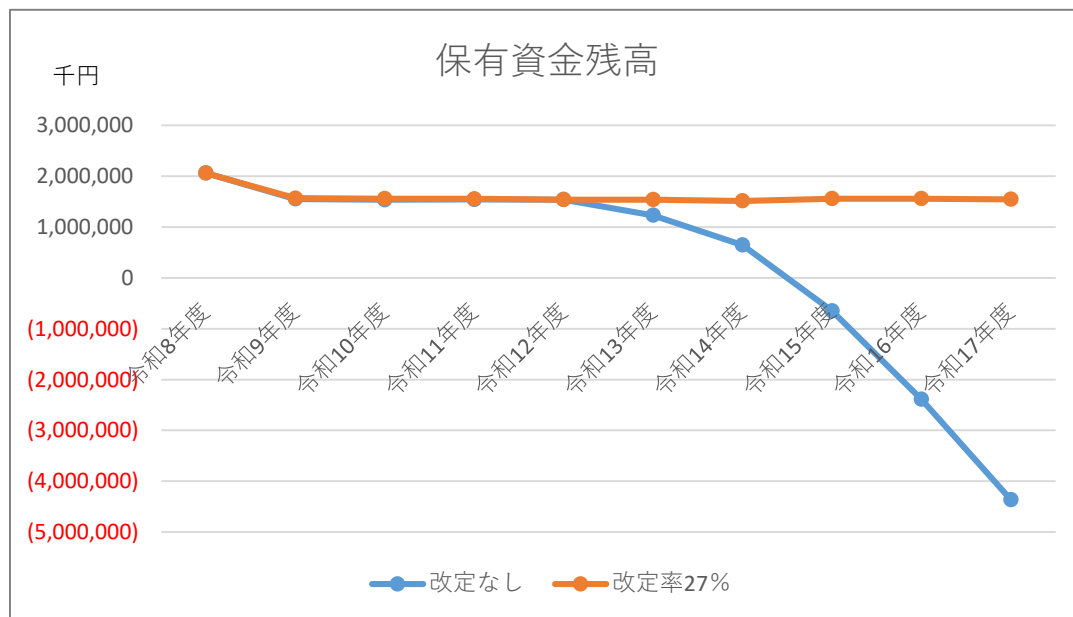
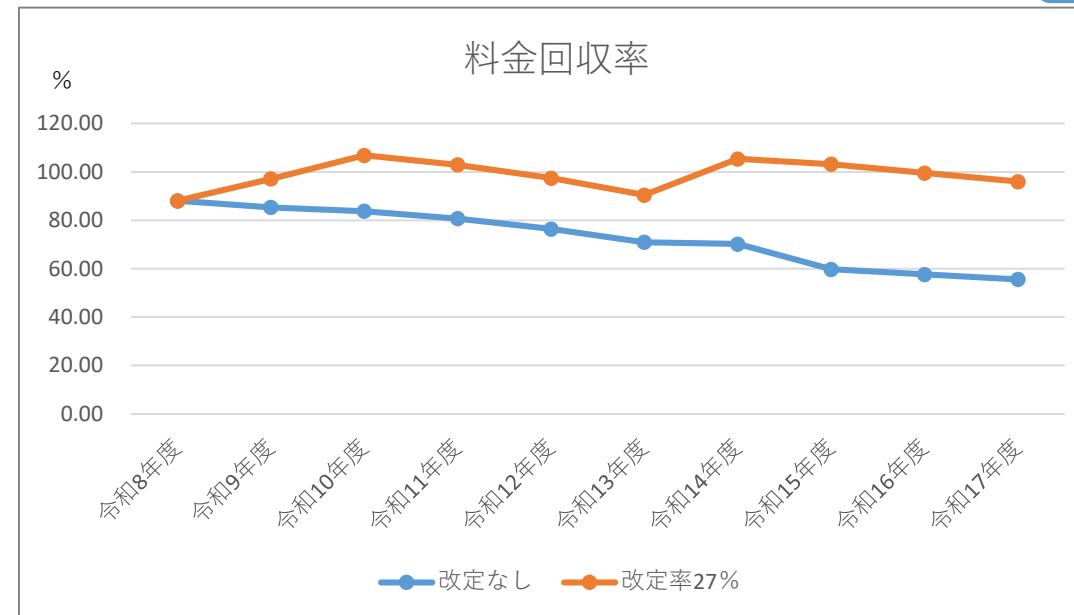
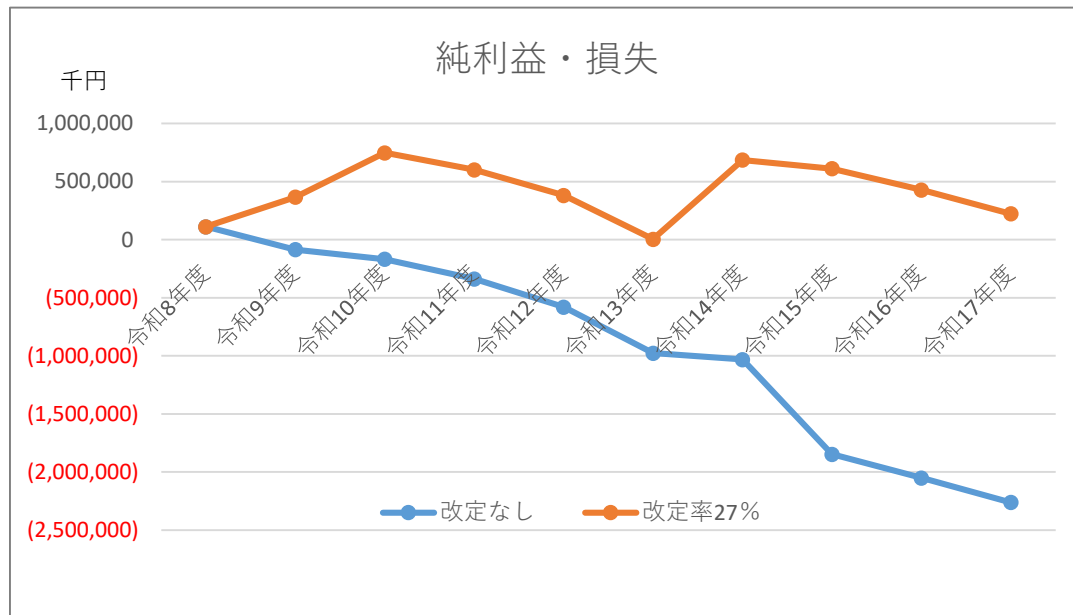
④資金残高 (単位：千円)

年 度 項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
年度末保有資金残高	2,064,625	1,567,322	1,560,363	1,555,636	1,538,993	1,539,637	1,515,925	1,558,610	1,558,297	1,546,778

7 財政収支見通し

(1) 水道事業／現行料金と平均改定率27.52%の比較

水道



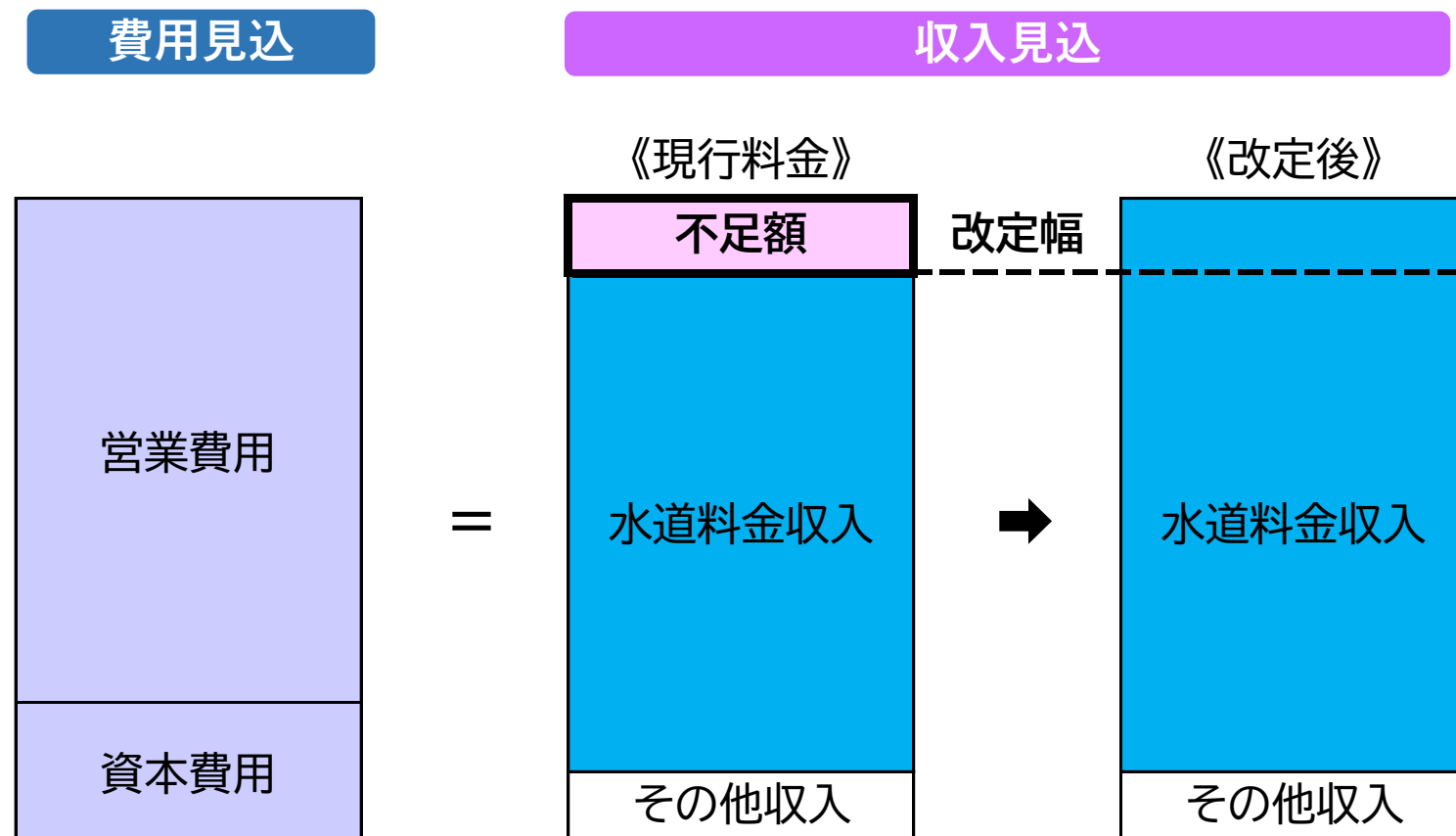
7 財政収支見通し

(1) 水道事業／令和9年度平均27.52%改定

◆公益社団法人日本水道協会策定の水道料金算定要領に基づき算定。

◆令和9年度から13年度までの5年間を料金算定期間とし、算定期間内の営業費用と資本費用から、各種手数料や負担金等の収入額を控除した額と料金収入が等しくなるように水道料金を設定する総括原価方式に基づいて算定しています。なお、平均改定率27.52%においては、資産維持費は算入していません。

○水道料金算定のイメージ図



改定率の計算

$$\text{平均改定率} = \frac{\text{不足額}}{\text{料金収入(現行料金)}}$$

営業費用

→人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等

資本費用

→支払利息、資産維持費

資産維持費

物価上昇による減価償却費の不足や工事の施行環境の悪化による費用の増大等に対応し、水道施設を維持し、適切な給水サービスを継続していくために算入

7 財政収支見通し

下水

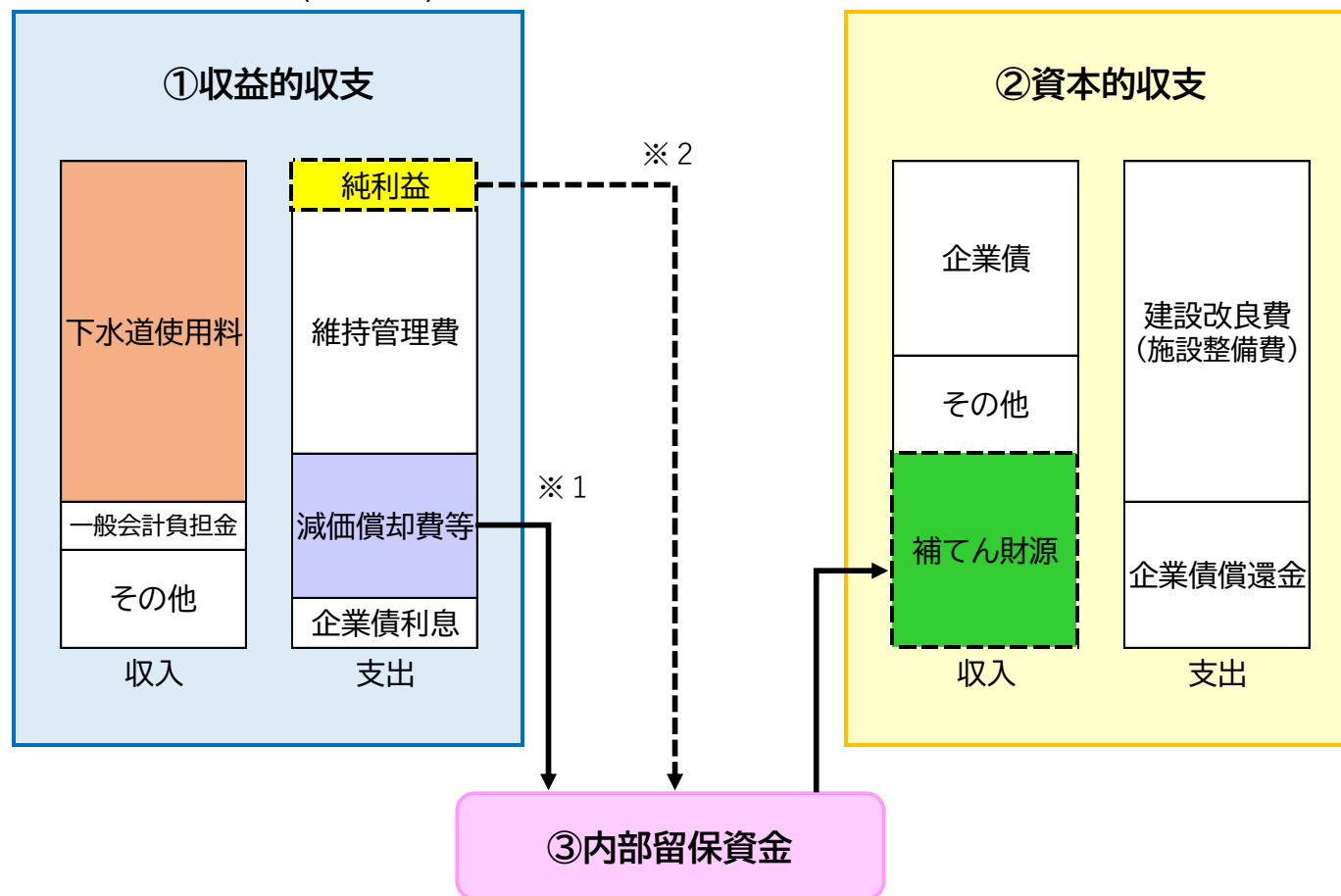
(2) 公共下水道事業／会計の仕組み

◆下水道事業(地方公営企業)は、事業を運営するために必要な汚水処理に係る維持管理費や施設整備費を、原則として使用料収入によってまかなう独立採算の事業です。

◆①収益的収支、②資本的収支、③内部留保資金の3つの枠組みで構成されています。

◆資本的収支においては、内部留保資金によって補てんする仕組みとなっています。

○公共下水道事業会計(汚水処理)のイメージ図



①収益的収支

➡下水を処理するための収入と支出(維持管理費)

②資本的収支

➡下水道施設を整備・更新するための収入と支出(施設整備費)

③内部留保資金

➡収益的収支で生じた純利益や現金支出を伴わない減価償却費などを留保した資金

※1 減価償却費は現金の支出を伴わない費用であり、補てん財源として活用する。

※2 収入と支出の差額で収入が上回った分は純利益として補てん財源とすることができる。

7 財政収支見通し

下水

(2) 公共下水道事業（污水事業）／現行料金

①収益的収支(雨水事業等を除く) (税抜, 単位：千円)

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
項 目										
収 入 (A)	2,581,084	2,574,178	2,569,920	2,554,262	2,526,970	2,517,949	2,509,941	2,509,535	2,476,712	2,447,523
うち下水道使用料	2,195,973	2,195,036	2,194,531	2,191,083	2,174,731	2,156,355	2,141,368	2,125,687	2,109,761	2,093,552
支 出 (B)	2,935,140	2,872,649	2,795,086	2,766,214	2,752,860	2,715,294	2,673,865	2,638,692	2,598,505	2,575,039
純利益／損失 (A - B)	△354,056	△298,471	△225,166	△211,952	△225,890	△197,345	△163,924	△129,157	△121,793	△127,516

②資本的収支(雨水事業等を除く) (税込, 単位：千円)

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
項 目										
収 入 (A)	98,152	78,548	60,623	63,055	171,078	188,198	288,912	160,839	223,549	233,888
うち企業債	44,400	40,200	43,600	45,400	45,800	46,300	46,800	47,200	47,700	48,200
支 出 (B)	738,522	723,316	1,056,600	1,119,280	1,004,112	929,057	1,113,703	896,401	1,045,879	1,020,064
うち建設改良費	437,678	444,253	820,020	893,466	791,813	729,871	927,178	714,679	870,776	847,480
うち企業債償還金	200,843	179,062	136,579	125,813	112,298	99,185	86,524	81,721	75,102	72,583
資本的収支不足額 (A - B)	△640,370	△644,768	△995,977	△1,056,225	△833,034	△740,859	△824,791	△735,562	△822,330	△786,176

③企業債残高(雨水事業等を除く) (単位：千円)

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
項 目										
年度末企業債残高	2,429,568	2,290,706	2,197,727	2,117,314	2,050,816	1,997,931	1,958,207	1,923,686	1,896,284	1,871,901

④資金残高(公共下水道事業) (単位：千円)

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
項 目										
年度末保有資金残高	1,449,441	1,180,200	623,131	11,398	△418,186	△675,825	△984,299	△1,327,053	△1,715,962	△2,160,205

7 財政収支見通し

下水

(2) 公共下水道事業（污水事業）／令和9年度平均12.23%改定

①収益的収支(雨水事業等を除く) (税抜, 単位：千円)

年度 項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収入(A)	2,581,084	2,708,404	2,838,311	2,822,231	2,793,048	2,781,671	2,771,830	2,769,507	2,734,736	2,703,564
うち下水道使用料	2,195,973	2,329,262	2,462,922	2,459,052	2,440,701	2,420,077	2,403,257	2,385,659	2,367,785	2,349,593
支出(B)	2,935,140	2,872,815	2,795,247	2,772,643	2,769,348	2,732,984	2,694,795	2,664,987	2,623,987	2,602,134
純利益／損失(A－B)	△354,056	△164,411	43,064	49,588	23,700	48,687	77,035	104,520	110,749	101,430

②資本的収支(雨水事業等を除く) (税込, 単位：千円)

年度 項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収入(A)	98,152	78,548	269,823	430,055	191,678	317,998	471,612	160,839	392,249	339,088
うち企業債	44,400	40,200	252,800	412,400	66,400	176,100	229,500	47,200	216,400	153,400
支出(B)	738,522	723,316	1,056,600	1,119,280	1,011,325	948,925	1,134,282	921,456	1,077,234	1,051,419
うち建設改良費	437,678	444,253	820,020	893,466	791,813	729,871	927,178	714,679	870,776	847,480
うち企業債償還額	200,843	179,062	136,579	125,813	119,511	119,053	107,103	106,776	106,457	103,938
資本的収支不足額(A－B)	△640,370	△644,768	△786,777	△689,225	△819,647	△630,927	△662,670	△760,617	△684,985	△712,331

③企業債残高(雨水事業等を除く) (単位：千円)

年度 項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
年度末企業債残高	2,429,568	2,290,706	2,406,927	2,693,514	2,640,403	2,697,450	2,819,847	2,760,271	2,870,214	2,919,676

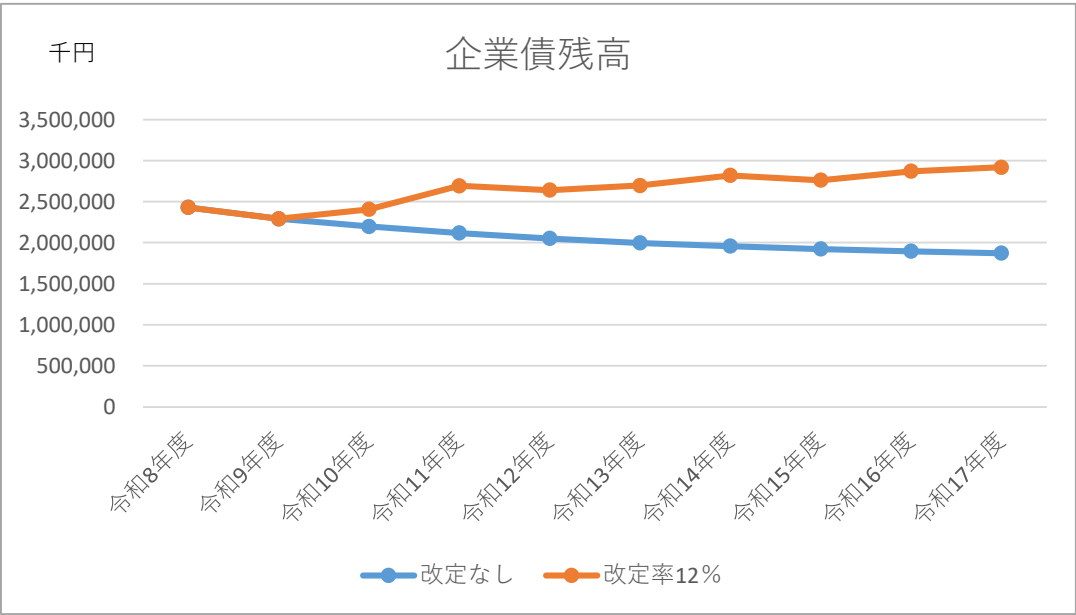
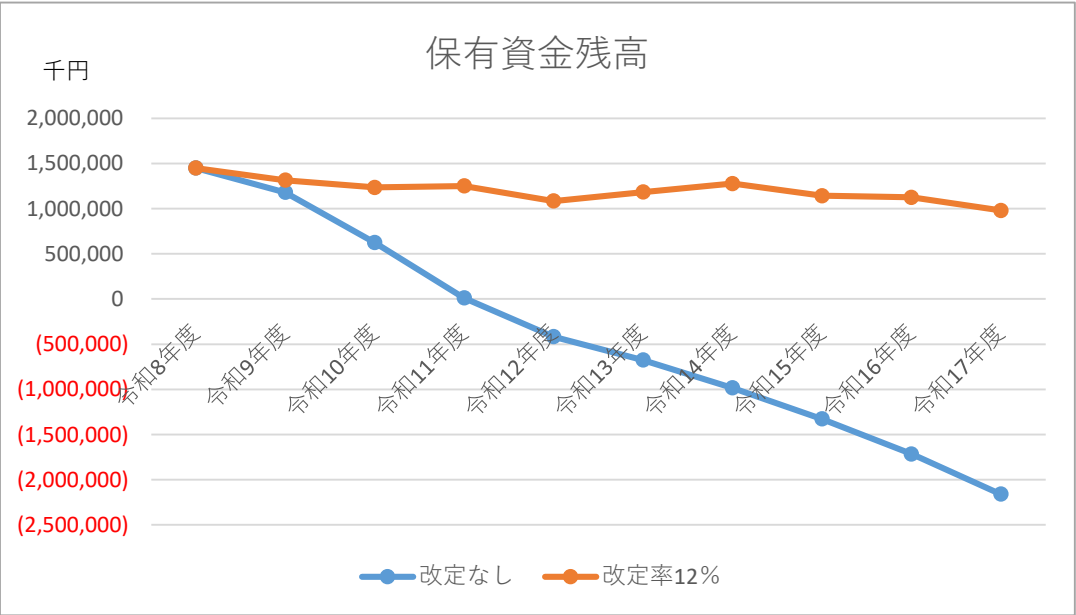
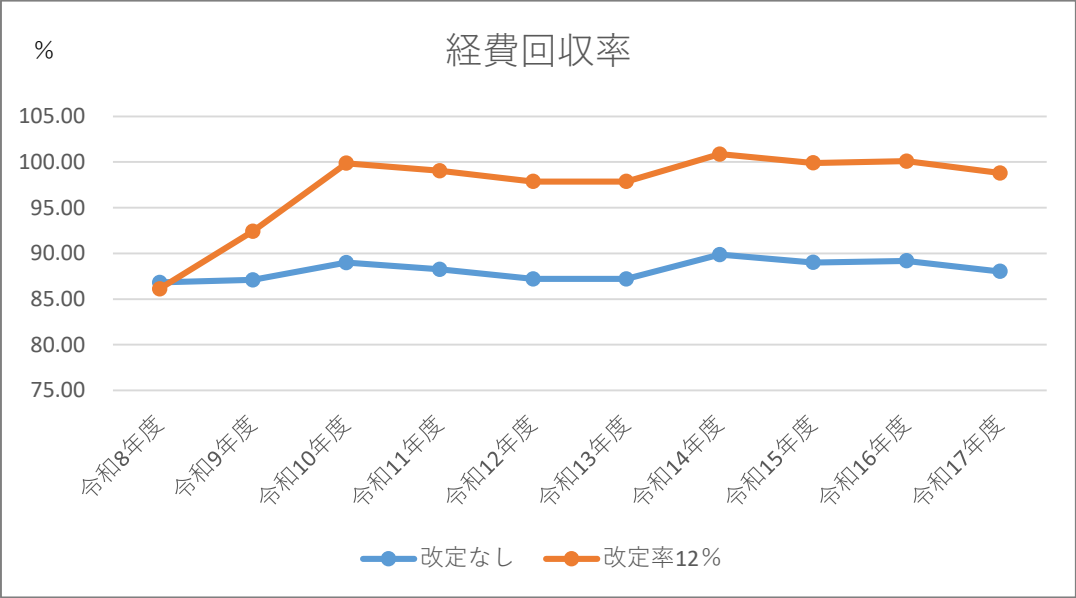
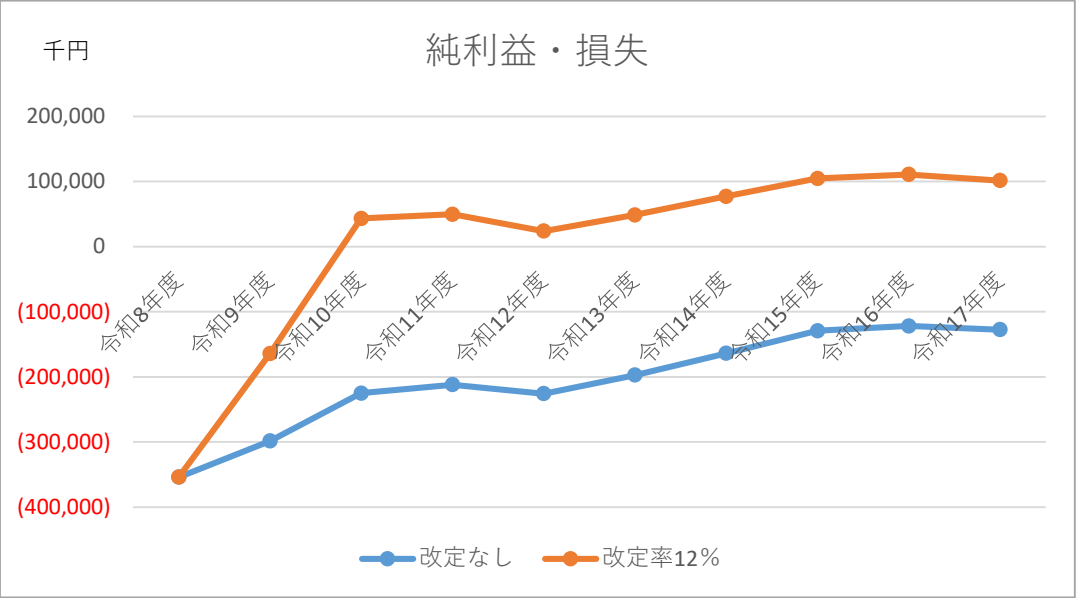
④資金残高(公共下水道事業) (単位：千円)

年度 項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
年度末保有資金残高	1,449,441	1,314,260	1,234,621	1,251,427	1,084,819	1,183,142	1,277,570	1,143,438	1,124,417	979,975

7 財政収支見通し

(2) 公共下水道事業／現行料金と平均改定率12.23%の比較

下水



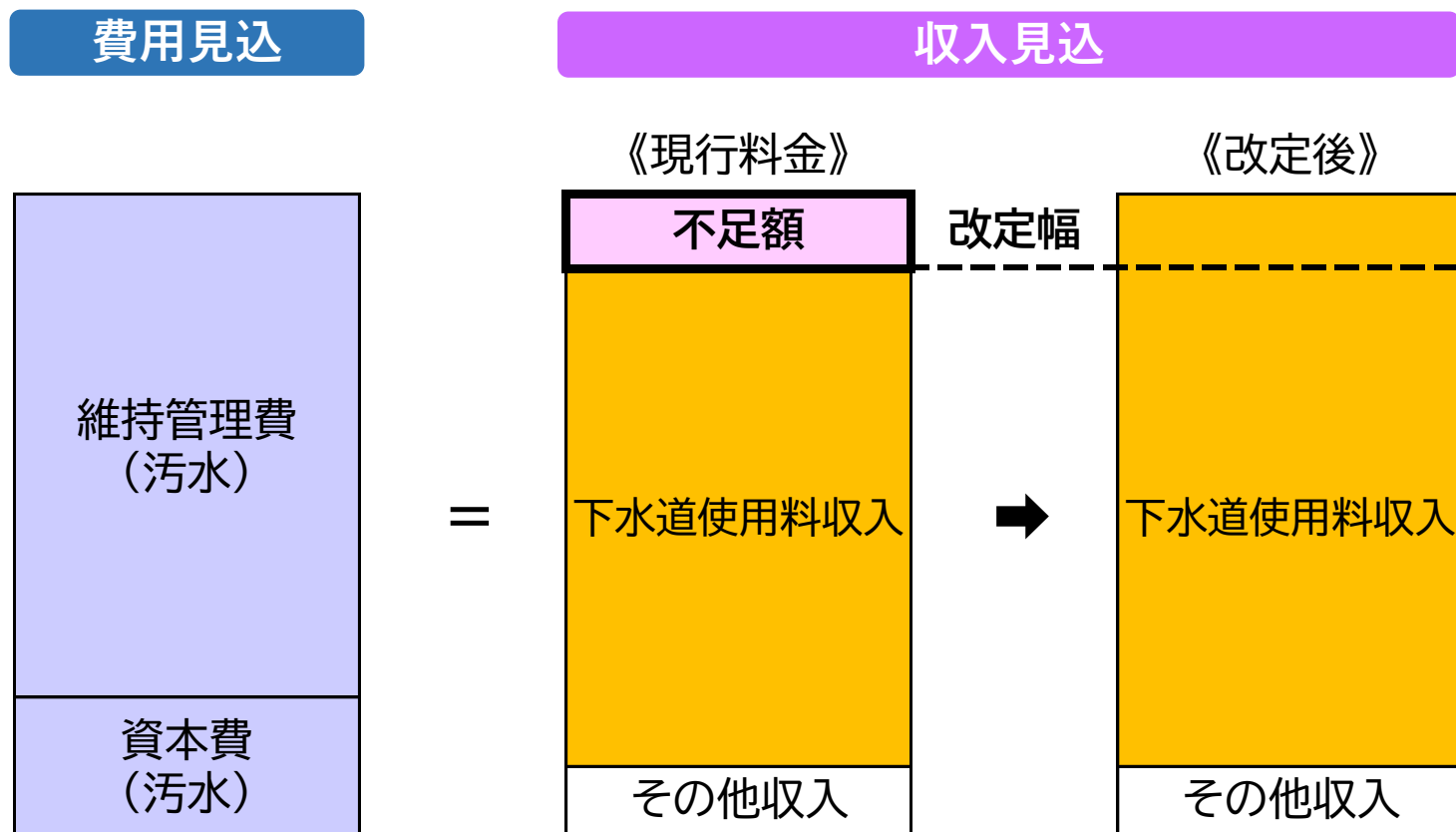
7 財政収支見通し

(2) 公共下水道事業／令和9年度平均12.23%改定

◆公益社団法人日本下水道協会策定の下水道使用料算定の基本的な考え方に基づき算定。

◆令和9年度から13年度までの5年間を料金算定期間とし、算定期間内の維持管理費と資本費から、一般会計負担金の公費負担額、その他の収入額を控除した額と料金収入が等しくなるように使用料を設定しています。なお、12.23%の改定率においては、資産維持費は算入していません。

○下水道料金算定のイメージ図



改定率の計算

$$\text{平均改定率} = \frac{\text{不足額}}{\text{使用料収入(現行料金)}}$$

維持管理費

→人件費、動力費、修繕費、流域下水道維持管理負担金、その他維持管理費

資本費

→減価償却費、支払利息、資産維持費

資産維持費

将来の更新需要が新設当時と比較し、施行環境の悪化、高機能を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として算定するもの

8 改定検討の必要性（まとめ）

水道

下水

効率的な経営を前提とし、事業の持続可能性に向けて、適正な水道料金・下水道使用料を設定する必要があります。

- ◆経営効率化の取り組み → 投資の合理化、経費の削減など
- ◆人口減少、節水意識の高まり、節水型機器の普及等 → 収入の減少
- ◆老朽化対応、災害対策、物価上昇等 → 費用の増加
- ◆令和9年度以降の財政収支見通し → 持続可能な経営が困難
- ◆今後も将来にわたり安定的に事業を継続していくためには、水道料金・下水道使用料の改定の検討が必要

第3次八千代市水道事業経営戦略基本方針

1 水道事業の運営基盤の向上

施設の耐震化や老朽化対策の需要が増加し、水需要の増加が見込めない中でサービスを持続するため、徹底した経営の効率化・健全化に向けて取り組みます。

持続

2 安心・快適な給水の確保

水質検査計画と水安全計画に基づいた水質管理を行い、安全で安心な水道水を供給します。

安全

3 災害対策の強化

地震などの災害に強い水道を構築し、被災した場合でも被害を最小限にとどめる体制を整えます。

強靱

第3次八千代市公共下水道事業経営戦略基本方針

1 公共下水道事業の運営基盤の向上

将来人口の減少が確実視される中で迎える大規模更新時期においてもサービスを持続するため、長期的な視野に立って、徹底した経営の効率化・健全化に向けて取り組みます。

2 汚水の適正な処理

快適で衛生的な生活を守るため、汚水を適正に処理するために必要な施策を推進します。

9 今後のスケジュール(案)

令和8年度第1回上下水道事業運営審議会／令和8年8月25日開催

- ・ 諮問、事業を取り巻く状況、災害対策、水道料金・下水道使用料の基本的な考え方、経営効率化の取り組み、財政収支見通しなどの説明
- ➡改定検討の必要性についてご理解をいただき、今後、検討を進めていく上でのご意見等をいただく。また、収支見通しを見直した上で、今後の審議を進めることについてご了承をいただく。

令和8年度第2回上下水道事業運営審議会／令和8年10月開催予定

- ・ 料金算定方法等の説明、平均改定率(総括原価)の検討
- ➡ 平均改定率についてご意見をいただく。

令和8年度第3回上下水道事業運営審議会／令和8年12月開催予定

- ・ 料金体系等の説明、料金体系の検討
- ➡ 料金体系についてご意見をいただく。

